



第2期岐阜県強靱化計画 (案)

強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を
次世代に引き継ぐために

(令和2年度～6年度)

令和2年3月
岐阜県

<目 次>

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念	3
2 基本目標	5
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	5

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性	8
2 気候的特性	10
3 社会経済的特性	12

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害(水害、土砂災害)、渇水、大雪	18
2 巨大地震(内陸直下地震、南海トラフ地震)	23
3 火山災害	25

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	27
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	27
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	29

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理	30
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	30
3 施策目標とする指標の設定	31
(1)交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	32
(2)国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	35
(3)農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	38
(4)都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	40
(5)保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	43
(6)産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	46
(7)ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	47
(8)行政機能 ～公助の強化～	50
(9)環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	57
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	58
(11)官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	61
(12)メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	62

第6章 計画の推進

1 施策の重点化	65
2 毎年度のアクションプランの策定	65
3 計画の見直し	65
(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	68
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	98
(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	122

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行された。

県では、基本法に基づく地域計画として、平成 27 年3月、全国に先駆けて岐阜県強靱化計画(以下「現行計画」という。)を策定し、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるため、各分野での取組みを推進してきたが、策定から5年が経過し、計画期間が期限を迎えることから、ここに現行計画を見直すものとする。

見直しにあたっては、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて変更された国土強靱化基本計画を踏まえつつ、本県での災害経験や直近の内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果、さらには国土強靱化基本計画策定後の直近の他県での災害から得られた教訓も加味することとする。

2 計画の性格

第2期岐阜県強靱化計画(以下「本計画」という。)は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

なお、本計画は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略と整合性を図り策定するものであるが、強靱化に関わる分野において、本計画を指針とする計画は次頁のとおりである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

また、本計画では、SDGs※の達成に関連する施策を明記した(各施策分野にSDGsのアイコンを表示)。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とする。

※Sustainable Development Goals の略、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

○強靱化に関わる分野において、本計画を指針とする計画

岐阜県地域防災計画
岐阜県地震防災行動計画
岐阜県環境基本計画
岐阜県廃棄物処理計画
岐阜県成長・雇用戦略
岐阜県次世代エネルギービジョン
岐阜県保健医療計画
岐阜県高齢者安心計画(介護保険事業支援計画・県老人福祉計画)
岐阜県障がい者総合支援プラン
岐阜県地域福祉支援計画
ぎふ農業・農村基本計画
岐阜県森林づくり基本計画
岐阜県公共施設等総合管理基本方針
県土整備ビジョン
県土1700km 骨格幹線ネットワーク構想
岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画
岐阜県道路施設維持管理指針
岐阜県河川インフラ長寿命化計画
岐阜県砂防施設長寿命化計画
岐阜県新五流域総合治水対策プラン
岐阜県八山系砂防総合整備計画
都市計画区域マスタープラン
岐阜県リニア中央新幹線活用戦略
国土利用計画(岐阜県計画)
岐阜県耐震改修促進計画
岐阜県県営水道ビジョン
岐阜県住生活基本計画
空家等対策に係る対応指針
岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱
岐阜県教育振興基本計画(岐阜県教育ビジョン)
岐阜県文化振興指針
岐阜県生涯学習振興指針
岐阜県警察災害警備計画

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念 ～強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を次世代に引き継ぐために～

本県は、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートルの水郷地帯まで変化に富んだ複雑な地形を有し、長良川などの清流に代表される自然は、本県の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまず治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「清流の国ぎふ」を築き上げてきた。

そして今日、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中にも、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「清流の国ぎふ」をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく進めていかなければならない。

（想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化する）

県では、現行計画策定以降、ハード・ソフト両面にわたり各分野において様々な強靱化の取組みを進めてきた結果、目標数値を設定した指標の約7割が達成率 80%を超えるなど取組みは概ね計画どおりに進捗したと評価できる。特に、平成 30 年7月豪雨では、これまでの取組みが功を奏し、長良川をはじめとした大河川の氾濫を防ぐことができたことなど、全庁を挙げて強靱化を推進した意義は大きかったといえる。

一方、7月豪雨における中小河川の氾濫や、近年の気候変動の影響による全国各地での豪雨災害の激甚化・頻発化、さらには震度5以上の大規模地震の発生回数の増大など「想定外の常態化」ともいふべき状況を踏まえれば、まさに「今日は我が身」の心構えで今後も強靱化の取組みを緩めることなくさらに強化していく必要がある。

また、大学等と連携し最新の科学的・学術的知見（気候変動等）を取り入れ、被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図りながら被害を最小化する施策を展開していく必要がある。

（自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ）

近年特に激化する気象災害の様相を踏まえ、「公助」に過度に依存した対策には限界が指摘されているところである。

たとえ大規模災害が発生したとしても、県民の命を守り、命をつないでいくためには、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げを図っていくことが不可欠である。具体的には、県民一人ひとりが日

頃から災害に備え、災害リスクが迫った際には適切な避難行動につながる「自助」の実践とともに、地域ぐるみで高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や避難所の運営支援を行うなどの「共助」の力を強化していく必要がある。

他方で、「公助」に課せられた責務も重大となっている。すなわち、平時にあつては、防災・減災のためのハード対策を加速していくことに加え、「自助」、「共助」が促進されるよう防災教育・人材育成をはじめとする取組みを強化するなど効果的な施策を展開していくことが求められる。その上で、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者に寄り添った支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げてあたることが責務である。

（「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る）

「清流の国」「木の国・山の国」である本県においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みとその重要な役割を担っている。また、我が国の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

（日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する）

日本の真ん中、東西・南北交通の要衝にある本県は、沿岸部の幹線が被災した際に備えた代替ネットワークを確保すること、あるいは首都機能のバックアップ拠点や企業の本社機能の誘致といったリスク分散の適地としての役割を担うことなど、国全体の強靱化に貢献することが期待されている。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを県民、市町村とともにオール岐阜県で進めることにより、本県の持続的成長、地域の発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第 14 条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

（１）本県の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や過疎化の進行など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、これまでの想定を超える事態が常態化してきたこと、直近の平成 30 年7月豪雨災害における中小河川の氾濫や平成 30 年台風第 21 号による停電被害も念頭に置いて取組みにあたること。
- ・東西・南北交通の結節点に位置する本県の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、隣県との連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員、水防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みにあたること。

（２）効率的・効果的な取組推進

- ・国、市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。
- ・非常時のみならず、日常の県民生活の安全・安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進しているが、地域の状況に応じた本格的な強靱化対策としては、なお十分とはいえないことから、引き続き国と連携しながら、3か年対策後においても必要となる予算・財源の安定的確保に取組み、強靱な県土づくりを強力かつ継続的に進めること。

（３）防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手は県民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組を進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員、水防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・県土強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組を進めること。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②強靱性確保の遅延による被害拡大を見据え長期的視野を持った取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土構造の実現
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤制度、規制の適正なあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦自助、共助及び公助の適切な組合せと官と民の適切な連携及び役割分担
- ⑧平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性

（清流の国・木の国山の国）

「清流の国」、「木の国・山の国」である本県は、太平洋と日本海への流れを隔てる分水嶺や、雄大な木曽三川に代表される「清流」が、人々の生活に根付き、多くの恵みの源となっているとともに、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートル地帯まで、高低差の大きい複雑な地形を有している。

木曽三川により形成された低平地（沖積平野）に人口が集中しており、その地盤は軟弱である。

また、山間狭隘部の河川沿いに集落が連担し、人口、資産、交通が集中する一方で、土砂災害のおそれのある区域が多数存在している。

- ・土砂災害警戒区域 15,148 箇所 [平成 31 年 3 月 31 日時点]
- ・砂防指定地 88,002ha [平成 31 年 3 月 31 日時点]

さらに、山間部に孤立するおそれのある集落が点在している。

- ・県内 27 市町村に 537 集落存在 [平成 31 年 1 月 1 日時点]

（日本の真ん中に位置する内陸県）

本県は、日本のほぼ中央に位置し、東西（首都圏～関西圏）・南北（東海～北陸）交通の結節点、周囲を7つの県に囲まれた内陸県である。

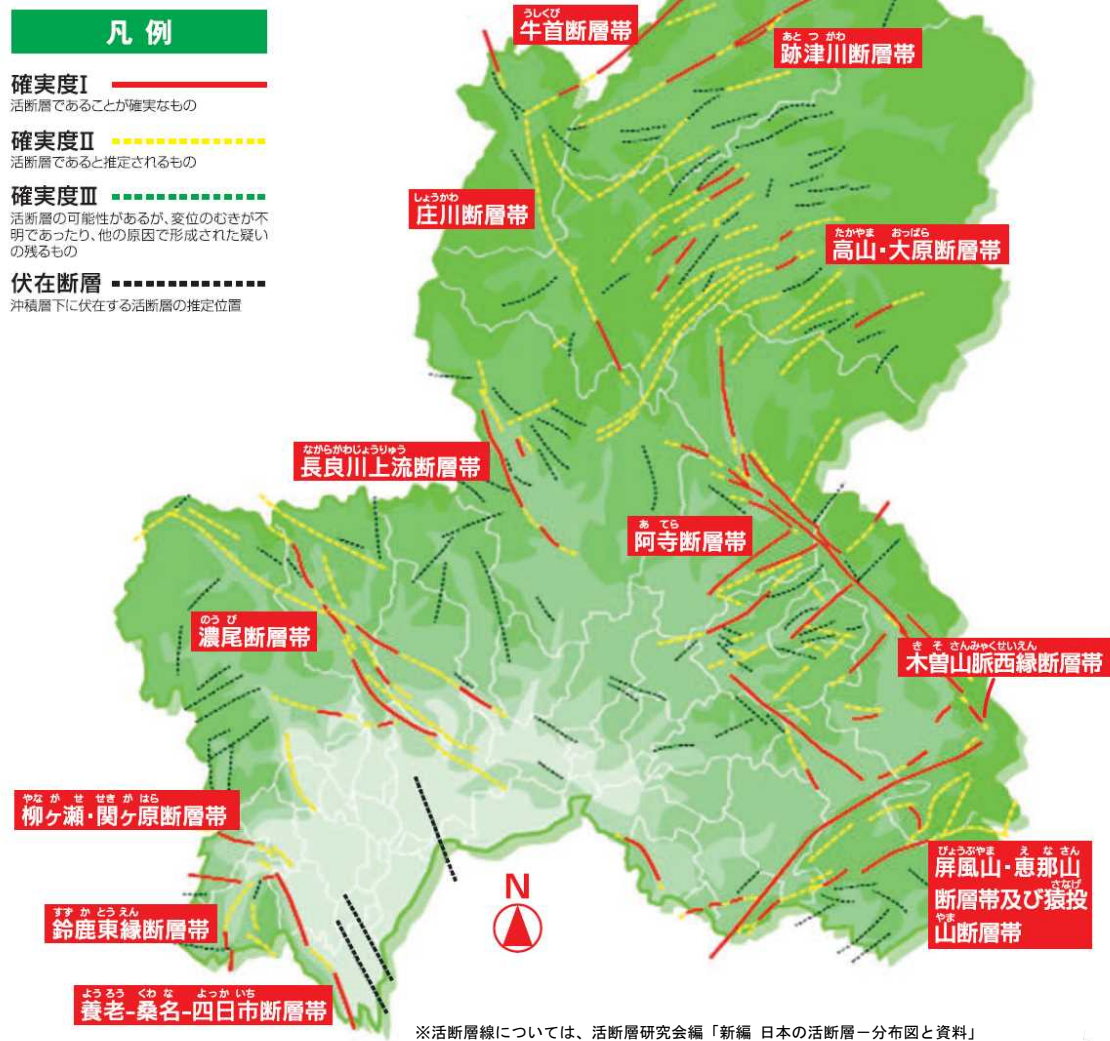
（南海トラフ地震や内陸直下地震の発生が懸念）

南海トラフ地震が、今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生するともいわれている。本県では、全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱と予測されている。

また、本県は全国で最も活断層の多い地域の一つであり、県内には 100 を超える活断層が確認されている。

- ・「確実度 1」の活断層（活断層であることが確実なもの）：23

◆岐阜県の活断層



（御嵩町を中心とする中濃・東濃地域に亜炭鉱廃坑が存在）

愛知・岐阜・三重の東海3県には、亜炭が地下広く分布しており、岐阜県では中津川市、瑞浪市、可児市、御嵩町を含む中濃・東濃地域において、明治初期から昭和 30 年代まで、燃料に用いるために盛んに掘削された。廃坑残存地域においては、埋戻し等の防災措置が十分なされないまま負の遺産として残存しており、今後発生が想定される巨大地震の影響で残柱や坑道天盤が広範囲にわたって崩壊を起こし、人命や財産に重大な損失を与えることが懸念されている。

(県内の道路施設数・河川管理延長は全国トップクラス)

県が管理する道路施設数・河川管理延長は全国トップクラスであり、老朽化の目安とされる建設後 40～50 年を経過する施設の割合も今後さらに高まっていくことから、計画的な維持補修が極めて重要となっている。

◆県管理施設の状況

県管理施設の状況			建設後 5 0 年を経過する施設の割合			
(H29. 4. 1 現在)			(%)			
	距離等 (全国順位)			H30 年度末	10 年後	20 年後
道路の延長	4,127km	(11 位)	15m 以上の橋りょう数	16.5	35.6	57.2
トンネル数	178 箇所	(6 位)	トンネル数	13.1	22.7	46.0
15m 以上の橋りょう数	1,647 橋	(3 位)	大規模河川構造物※2	7.5	43.4	71.7
河川延長※1	2,991km	(8 位)	※1 一級河川 (指定区間) の合計 ※2 大規模河川構造物は 40 年を経過する施設の割合			

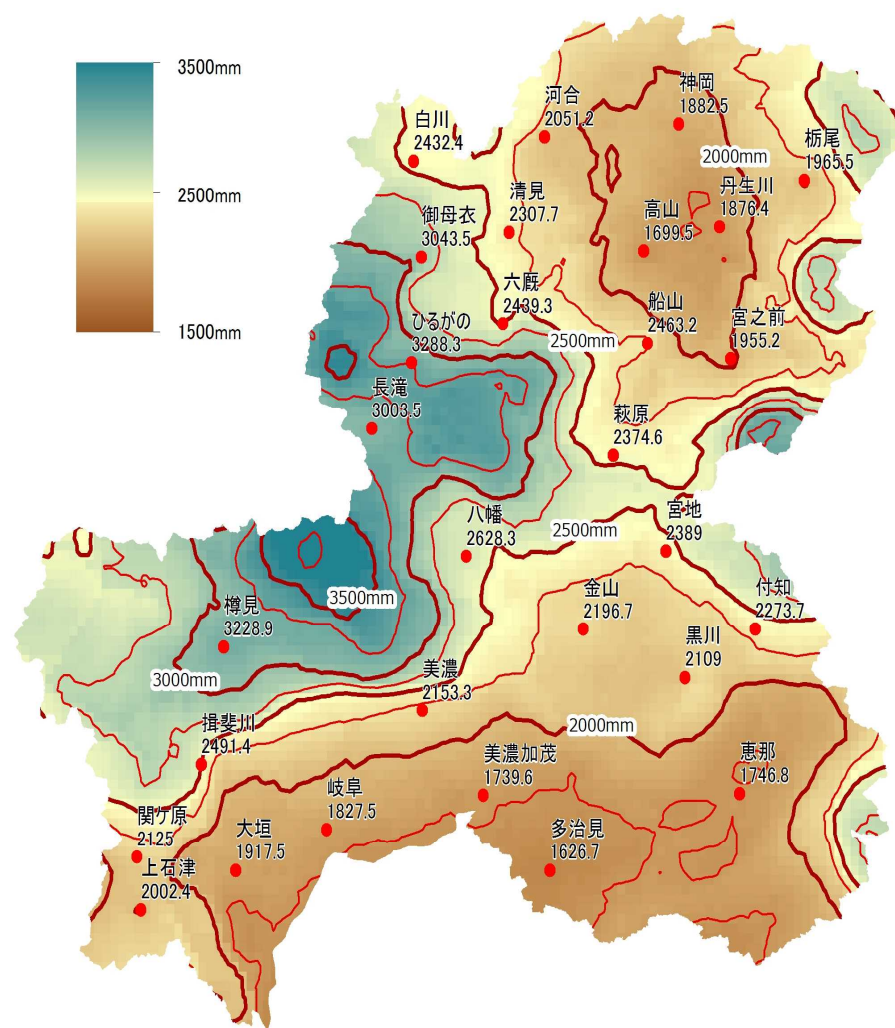
2 気候的特性

(多雨地域であり、近年、短期的・局地的豪雨が増加傾向)

木曽三川流域の平均年間降水量は約 2,500mm であり、全国平均の約 1,700mm を大きく上回っている。特に、山間部は 3,000mm を超える地域もある。また、近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。一方で少雨による異常渇水も発生(例：平成6、7、17 年)しているところである。

また、飛騨北部、岐阜西濃北部、郡上地域で積雪が多くなっており、大雪による孤立や建物の崩壊なども懸念されている。

◆岐阜県の等降水量線図



※1981～2010 年までの平年値

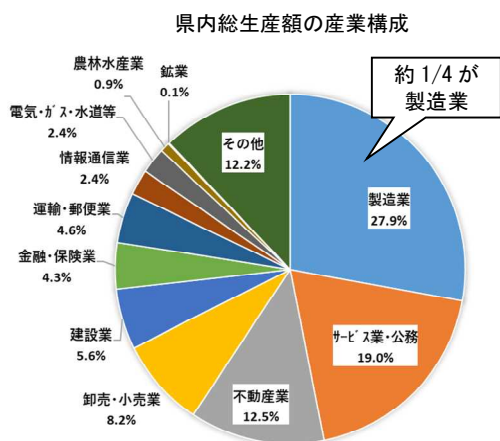
【出典：国土交通省「国土数値情報 平年値メッシュデータ」より岐阜県作成】

3 社会経済的特性

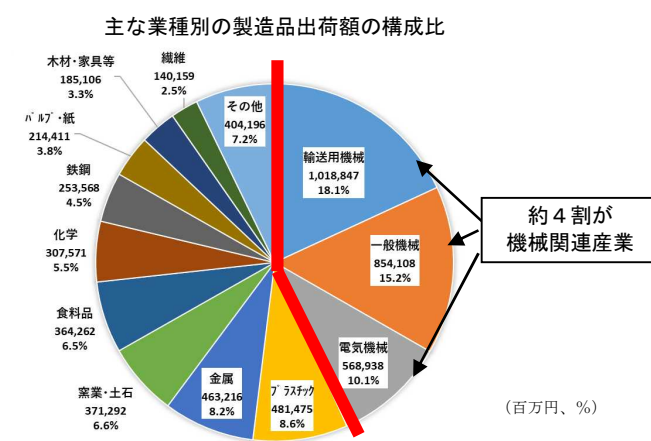
(日本を支える中部圏経済の一翼)

本県には、日本経済を支えるモノづくり中部のサプライチェーンを構成する企業が集積しており、災害で本県内の企業に被害が生じると、全国的な影響が懸念される。

◆県内総生産・製造品出荷額の構成



【出典：岐阜県「H28 年度県民経済計算」】



【出典：岐阜県「H30 年工業統計調査」(確報)】

(自動車依存度の高さ)

本県内には、空港や港湾が存在せず、鉄道網も発達していないことから、輸送や移動手段を車に大きく依存する社会構造となっている。

このため、道路交通ネットワークの安全性確保は、県民生活にとって大変重要な要素となっている。

(長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展)

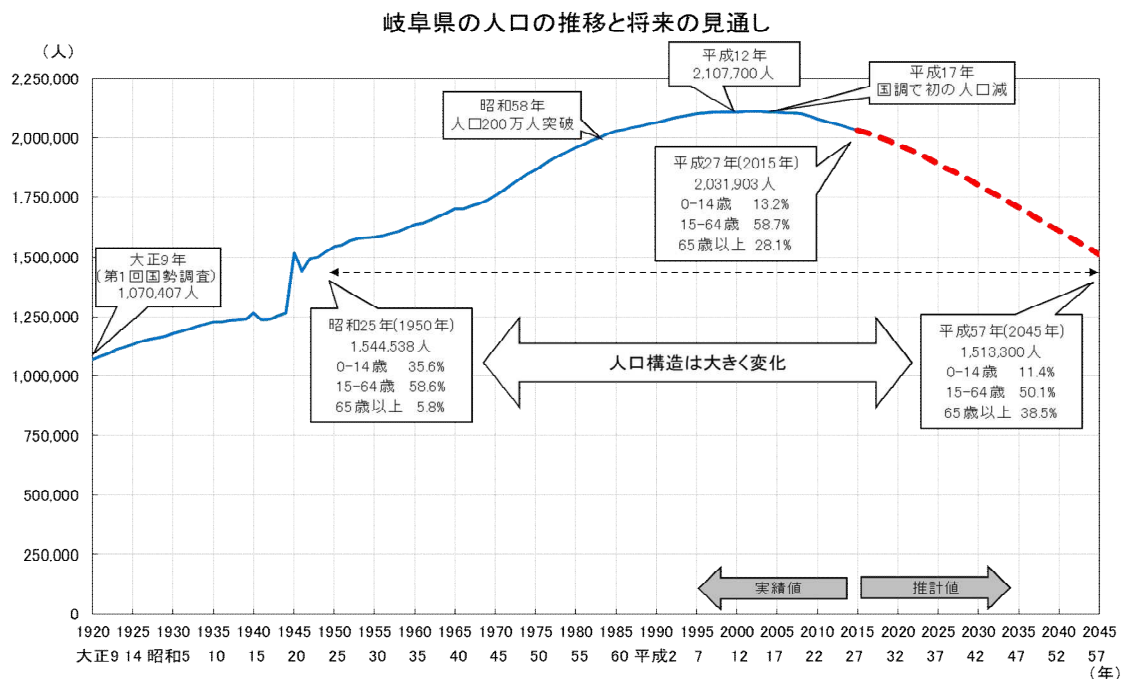
本県人口は 2005 年頃から減少を続けており、2045 年には約 151 万人(約 60 万人減)となる見込みであり、また、65 歳以上の単独世帯、中でも 75 歳以上の後期高齢者の単独世帯が急増しており、社会・経済の担い手である現役世代の減少による地域社会の崩壊が懸念されている。

【日本創生会議の試算による「消滅可能性都市(※)」(平成 26 年 5 月)】

・全国で 896 市町村(49.8%)、県内では以下の 17 市町村(40.5%)が該当
 [多治見市、美濃市、瑞浪市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、
 関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、富加町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村]

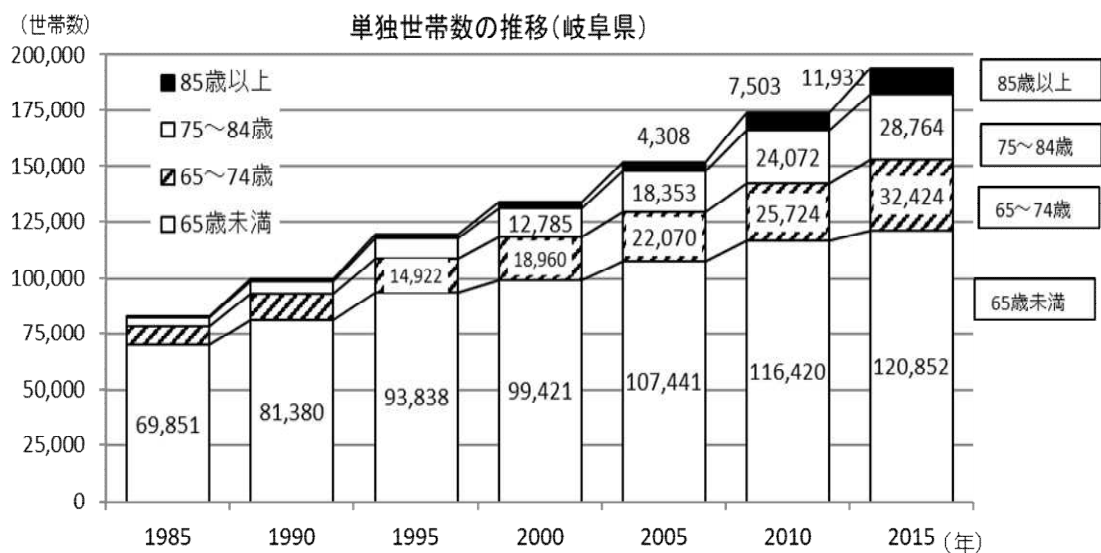
※「2010 年から 2040 年までの間に、20～30 代女性人口が 5 割以下に減少する自治体」

◆岐阜県の人口推移と単独世帯の推移



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】

◆岐阜県の単独世帯の推移

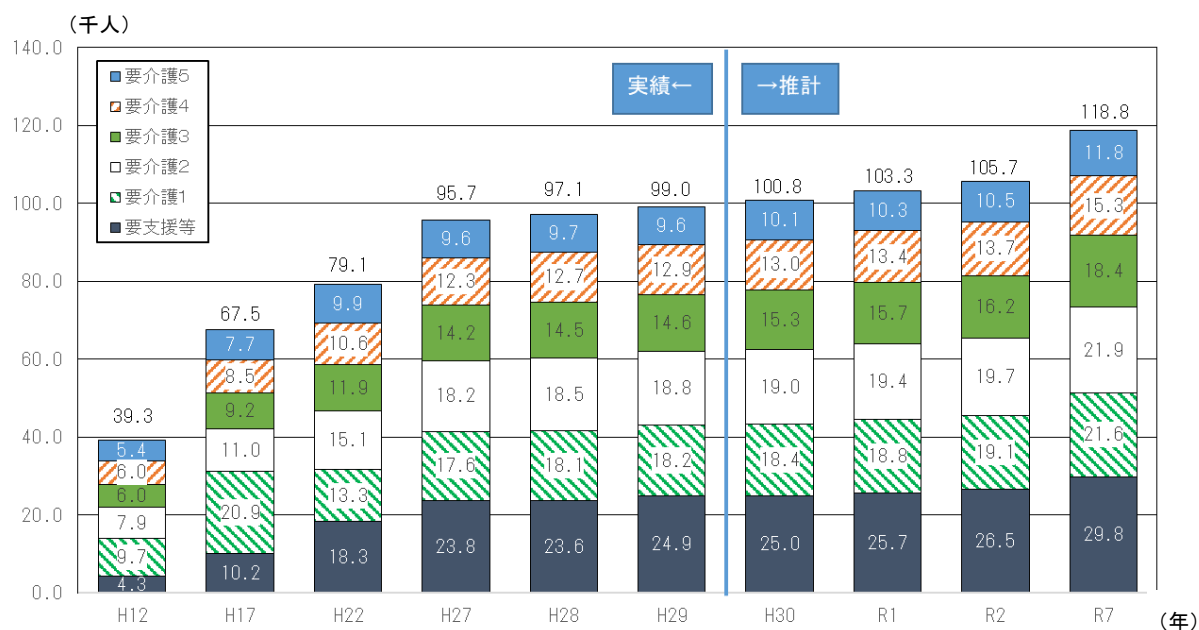


【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】

（災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方は増加）

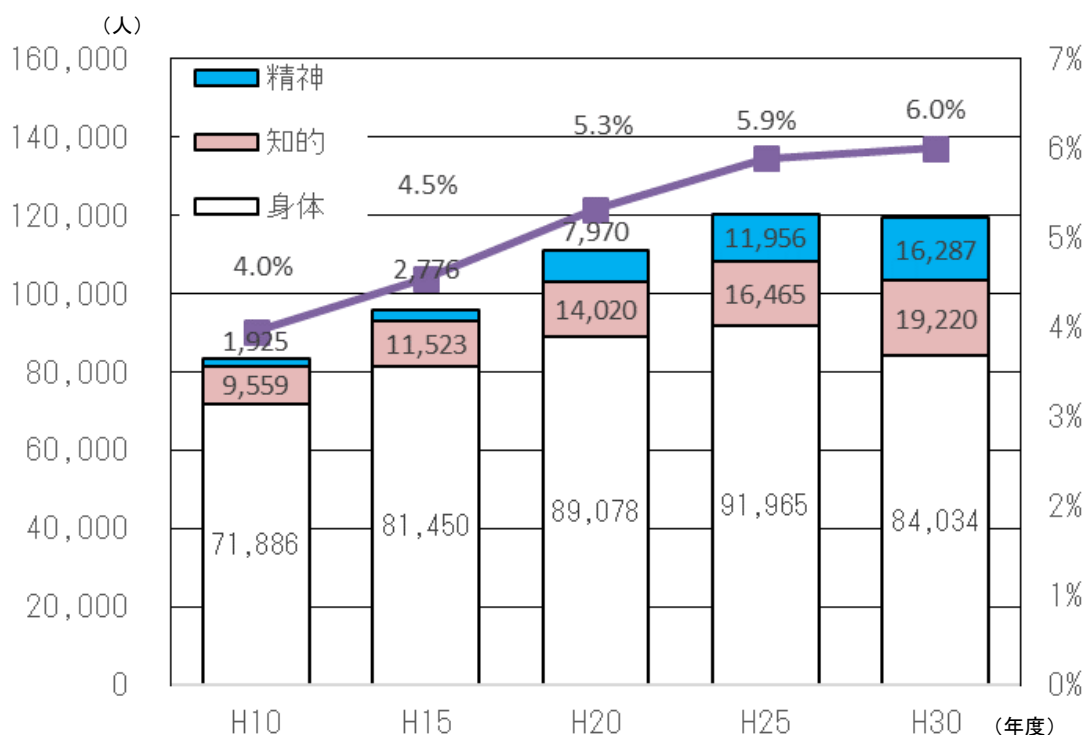
こうした中、在宅介護を受けながら自宅で暮らし続ける高齢者や障がいのある方が増加していく見込みであり、災害時の支援も大きな課題となっている。

◆県内の要介護認定者数の見通し



【出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」、H30年以降は県推計】

◆県内の障がい者数（障害者手帳等の所持者数）の推移



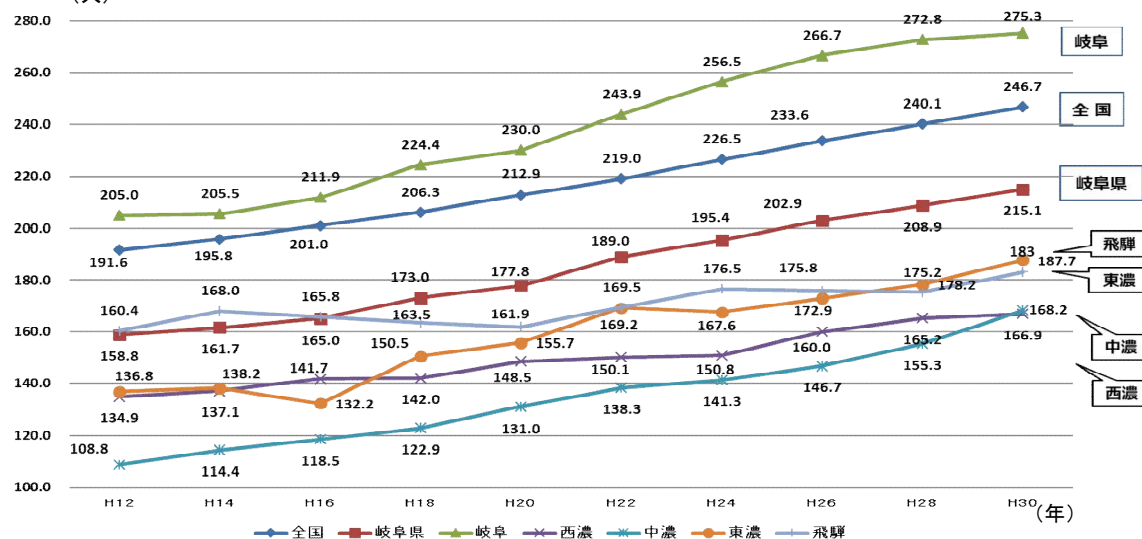
※県人口比は、平成20年度まで住民基本台帳人口より算出し、平成25年度以降は県人口動態統計調査結果より算出

（医療・介護人材の育成）

県医師会や岐阜大学医学部等と連携して医師確保対策が進められており、県内の医療施設に従事する医師数は徐々に増加しているが、人口 10 万人当たりで比較すると、本県は、全国的にみてなお低い水準に留まっている。一方で、岐阜圏域は全国平均を上回っている状況にあり、総数を増加させるとともに、地域偏在を解消していく必要がある。

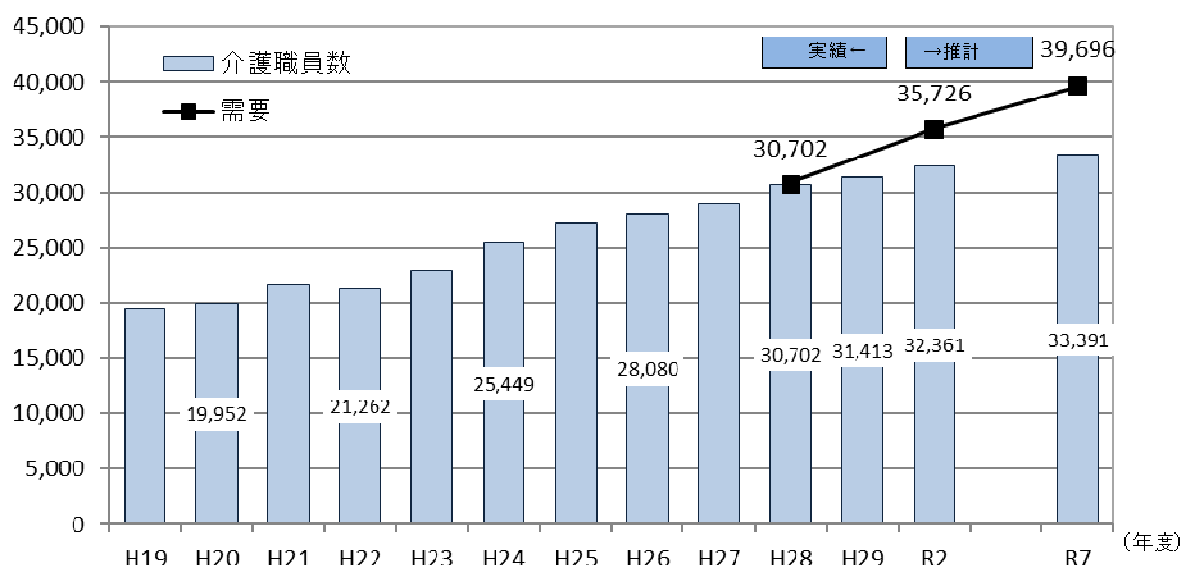
また、現状の介護サービスを維持するためには、令和7年に必要となる約4万人に向けて毎年 1,000 人程度の職員を確保していくことが必要との推計もあることから、医療・介護人材の育成・確保を平時から計画的に進め、災害時に医療・介護サービスの絶対的不足や被害の拡大を招くことのないようにしていく必要がある。

◆県内の圏域別人口 10 万人当たり医療施設従事医師数の推移 (人)



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より岐阜県作成】

◆県内で必要となる介護職員数の見通し (人)



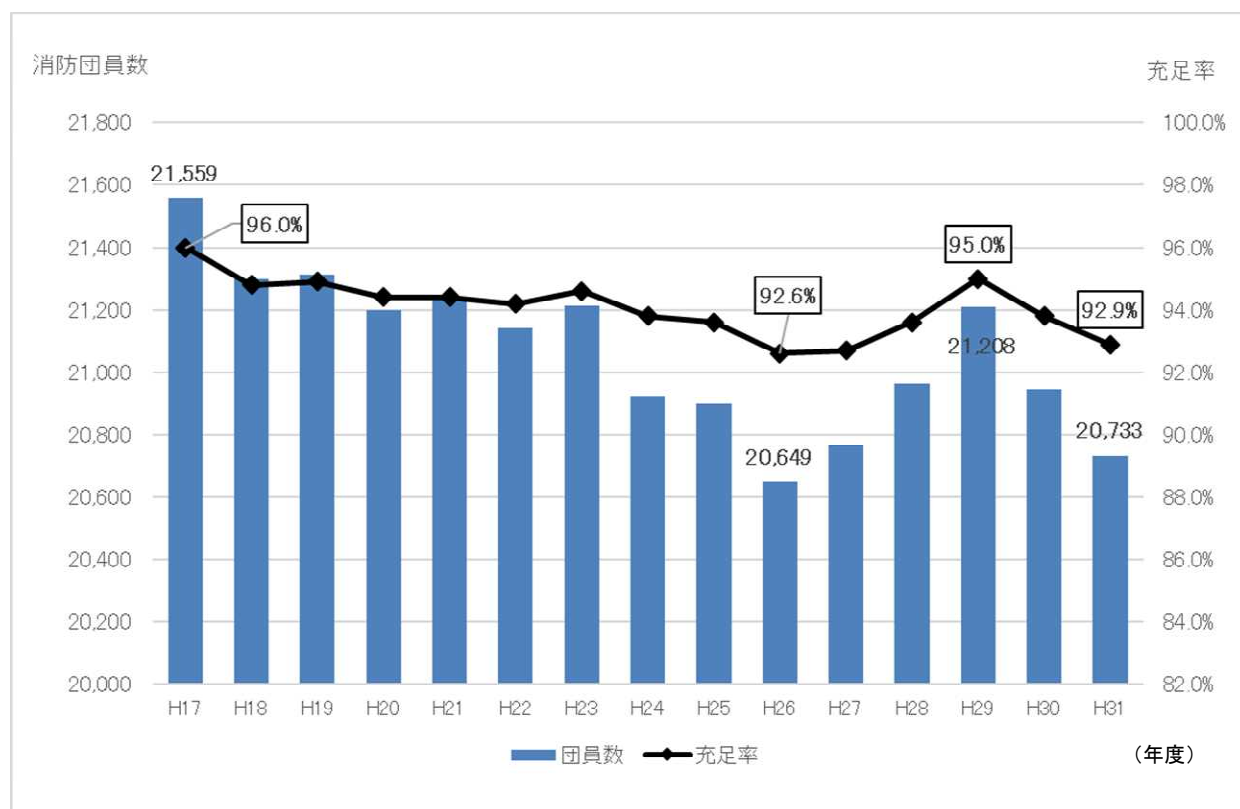
【出典：「岐阜県高齢者安心計画」、厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」】

（地域の安全・安心を担う人材が減少傾向）

地域防災の重要な担い手である消防団員数は、消防団加入促進交付金制度や消防団協力事業所支援減税制度など消防団員確保対策の推進により平成 26 年度を底に大きく増加したものの、平成 30 年度には再び減少に転じた。また、専任水防団員数はここ 10 年で概ね横ばいであるものの、団員の高齢化など団員数維持に課題を抱えている。さらに、迅速な復旧や社会資本の維持管理等を担う建設業の担い手も年々減少するなど、地域の安全、安心を担う人材不足が懸念されている。

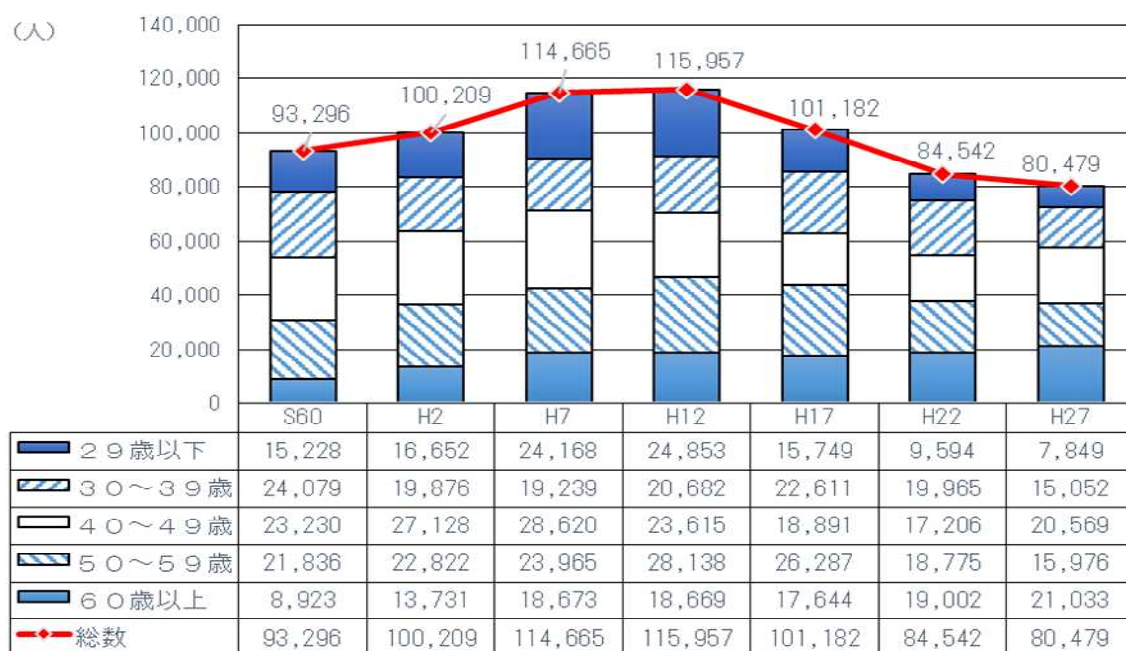
一方、県や市町村による地域の防災リーダーの育成が行われており、本県は、人口 10 万人当たり防災士認証者数で全国8位となっている。こうした人材を活用し、地域の防災力を高める取組みが進められることが期待される。

◆県内の消防団員数の推移



【出典：総務省「消防防災・震災対策現況調査」より岐阜県作成】

◆県内の建設業従事者数の推移



【出典：総務省「国勢調査」より岐阜県作成】

◆防災士認証者数（都道府県・県内市町村）

都道府県	防災士数	人口10万人当たり
合 計	185,249	146.5
1 愛媛県	14,057	1,039.9
2 大分県	10,647	931.0
3 高知県	4,011	568.0
4 石川県	6,353	555.6
5 徳島県	3,493	474.6
6 宮崎県	4,799	444.0
7 福井県	3,199	413.3
8 岐阜県	6,265	313.8
9 香川県	2,539	263.9
10 和歌山県	2,229	238.5

市町村	防災士数
合 計	6,265
1 大垣市	768
2 岐阜市	697
3 中津川市	472
4 恵那市	381
5 可児市	347
6 羽島市	326
7 下呂市	296
8 輪之内町	233
9 海津市	206
10 瑞浪市	190

※令和元年12月末現在

ただし、人口10万人当たりの数値の算出には、総務省「人口推計（平成30年10月1日）」を用いた。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本県において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震、火山災害等の大規模自然災害を対象とする。

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪

本県では、過去には 100 名を超える犠牲者を出した伊勢湾台風災害や飛騨川バス転落事故等が発生し、「恵南豪雨災害(H12)」や「7. 15 豪雨災害(H22)」、県内全域に甚大な被害をもたらした「台風第 23 号豪雨災害(H16)」のほか、記録的な大雨による「平成 30 年 7 月豪雨災害」が発生するなど大規模風水害が頻発している。

【県内で発生した甚大な風水害等】

○伊勢湾台風災害（S34. 9. 26）

- ・全国の死者・行方不明者は 5,098 名にのぼり、明治以降最大の被害をもたらした台風災害。県内の死者・行方不明者は 104 名となった。

○飛騨川バス転落事故（S43. 8. 18）

- ・豪雨に伴う土砂に巻き込まれ増水した飛騨川にバス 2 台が転落。104 名が死亡し、日本のバス事故史上最悪の事故となった。

○9. 12 水害〔安八豪雨〕（S51. 9. 12）

- ・台風第 17 号の影響を受け、安八町において長良川堤防が決壊。そのほか県内の広範囲で水害が発生した。死者・行方不明者は 9 名。

○平成 11 年 9. 15 豪雨災害（H11. 9. 15）

- ・郡上、飛騨地域を中心に死者・行方不明者 8 名、自衛隊要請

○平成 12 年 恵南豪雨災害（H12. 9. 11）

- ・県下全域（特に恵那郡上矢作町）、死者 1 名、自衛隊要請

○平成 14 年 台風第 6 号、台風第 7 号豪雨災害（H14. 7. 10、7. 13）

- ・県下全域（特に西濃地域）、死者 1 名

○平成 16 年 台風第 23 号豪雨災害（H16. 10. 20）

- ・県下全域（特に飛騨北部地域）、死者・行方不明者 8 名、自衛隊要請

○平成 22 年 7. 15 豪雨災害（H22. 7. 15）

- ・可児市、八百津町を中心に死者・行方不明者 6 名、自衛隊要請

○平成 23 年 台風第 15 号豪雨災害（H23. 9. 20～9. 21）

- ・岐阜、中濃、東濃地域を中心に死者・行方不明者 3 名

○平成 30 年 7 月豪雨災害（H30. 6. 28～7. 8）

- ・県下全域（特に中濃・飛騨南部地域）、死者 1 名

○平成 30 年 台風第 21 号（H30. 9. 4）

- ・郡上・飛騨地域を中心に延べ 21 万 7 千戸が停電、全復旧まで 6 日半

【県内で発生した甚大な渇水】

○平成 6 年 渇水 (H6. 6～11)

- ・最大ダム節水率 上水 35%、工水 65%、農水 70%

○平成 7 年 渇水 (H7. 8～H8. 3)

- ・最大ダム節水率 上水 25%、工水 50%、農水 60%

○平成 17 年 渇水 (H17. 5～9、H17. 11～H18. 2)

- ・最大ダム節水率 上水 25%、工水 45%、農水 78%

【県内で発生した甚大な雪害】

○昭和 38 年 三八豪雪 (S38. 1. 5～25)

- ・死者、行方不明者 6 名

○昭和 56 年 五六豪雪 (S56. 1. 3～15)

- ・死者、行方不明者 4 名

○平成 18 年 平成 18 年豪雪 (H17. 12～H18. 2)

- ・死者 4 名

○平成 26 年 豪雪 (H26. 12. 17～19)

- ・飛騨地域では倒木による電線の切断に伴う停電が発生、復旧までに 9 日

県外では、現行計画策定以降、線状降水帯の形成により九州北部地方で記録的な大雨となった「九州北部豪雨災害(H29)」や千葉県を中心に記録的な暴風となった「台風第 15 号災害(R1)」、東北、関東甲信越を中心に広範囲で記録的な大雨となった「台風第 19 号災害(R1)」など大規模風水害が頻発している。

【近年の県外で発生した甚大な風水害等】

○平成 28 年 台風第 10 号 (H28. 8. 28～31)

- ・北海道、岩手県を中心に被害が発生 死者、行方不明者 27 名

○平成 29 年 7 月九州北部豪雨 (H29. 6. 30～7. 10)

- ・福岡県、大分県を中心に被害が発生 死者 42 名

○平成 30 年 2 月大雪 (H30. 2. 4～8、2. 11～13)

- ・北陸地方を中心に、山地や山沿いに加え平野部でも大雪 死者 18 名

○平成 30 年 7 月豪雨災害 (H30. 6. 28～7. 8)

- ・広島県、岡山県、愛媛県を中心に被害が発生 死者 237 名 (岐阜県 1 名含む)

○令和元年 台風第 15 号 (R1. 9. 7～9)

- ・千葉県において長期間の停電が発生

○令和元年 台風第 19 号 (R1. 10. 10～13)

台風第 21 号に関連する大雨 (R1. 10. 24～26)

- ・東北地方、関東地方、長野県、静岡県を中心に被害が発生
死者、行方不明者 102 名 (R2. 1. 10 時点)



平成 14 年 7 月 10 日
大谷川：大垣市荒崎地区



平成 16 年 10 月 20 日
八幡洞：高山市西之一色町



平成 22 年 7 月 15 日
可児川：可児市土田地区



平成 30 年 7 月 8 日
関市上之保地区

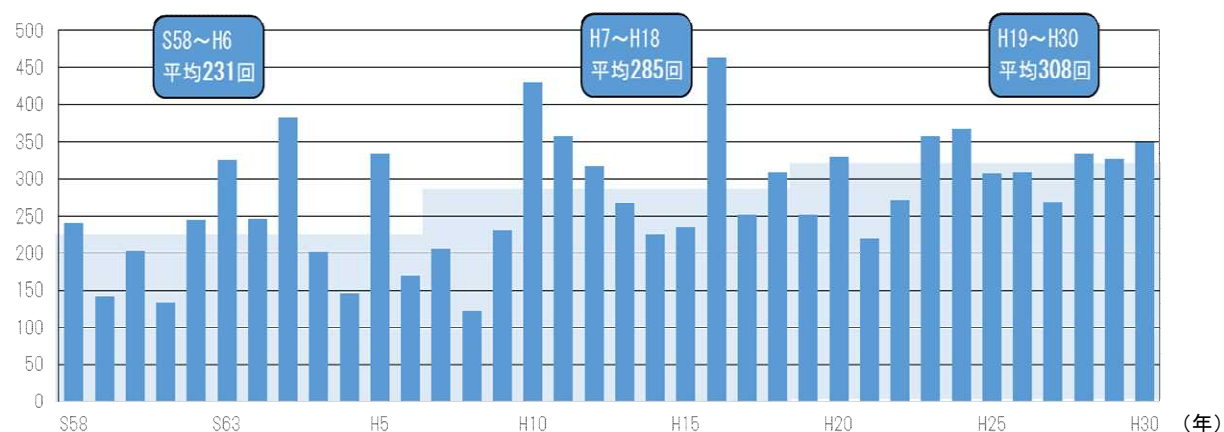
（短期的・局地的豪雨）

近年は、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発しており、数時間で平年1ヶ月分の数倍もの降水量をもたらし、避難勧告など避難情報の発令を行うべき行政の対応が後手に回るといった事態も発生している。

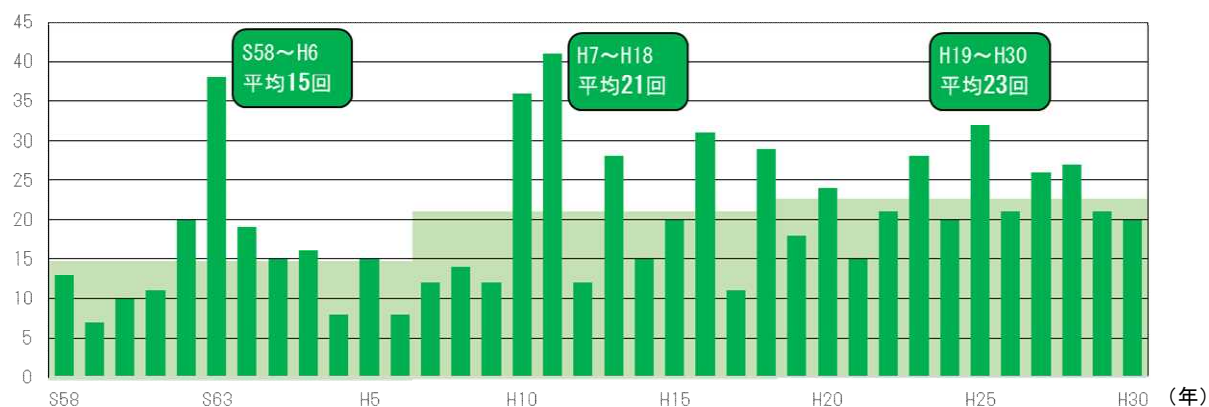
これまでの想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念され、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題となっている。

◆短期的・局地的豪雨の発生状況

【1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数】(全国 1000 地点あたり)



【1時間降水量 80mm 以上の年間発生回数】(全国 1000 地点あたり)



【出典：気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」より岐阜県作成】

【県内の1時間降水量 80mm 以上観測状況】

(主なもの)

観測所名	降雨日 (時間)	雨量 (mm/h)
久瀬 (揖斐川町)	H20. 9. 2 (23 時～24 時)	107
太之田 (関市)	H21. 7. 25 (14 時～15 時)	139
大垣 (大垣市)	H25. 9. 4 (14 時～15 時)	108
金山 (下呂市)	H30. 7. 8 (2 時～ 3 時)	108

【県内の 1 日降水量 300mm 以上観測状況】

(主なもの)

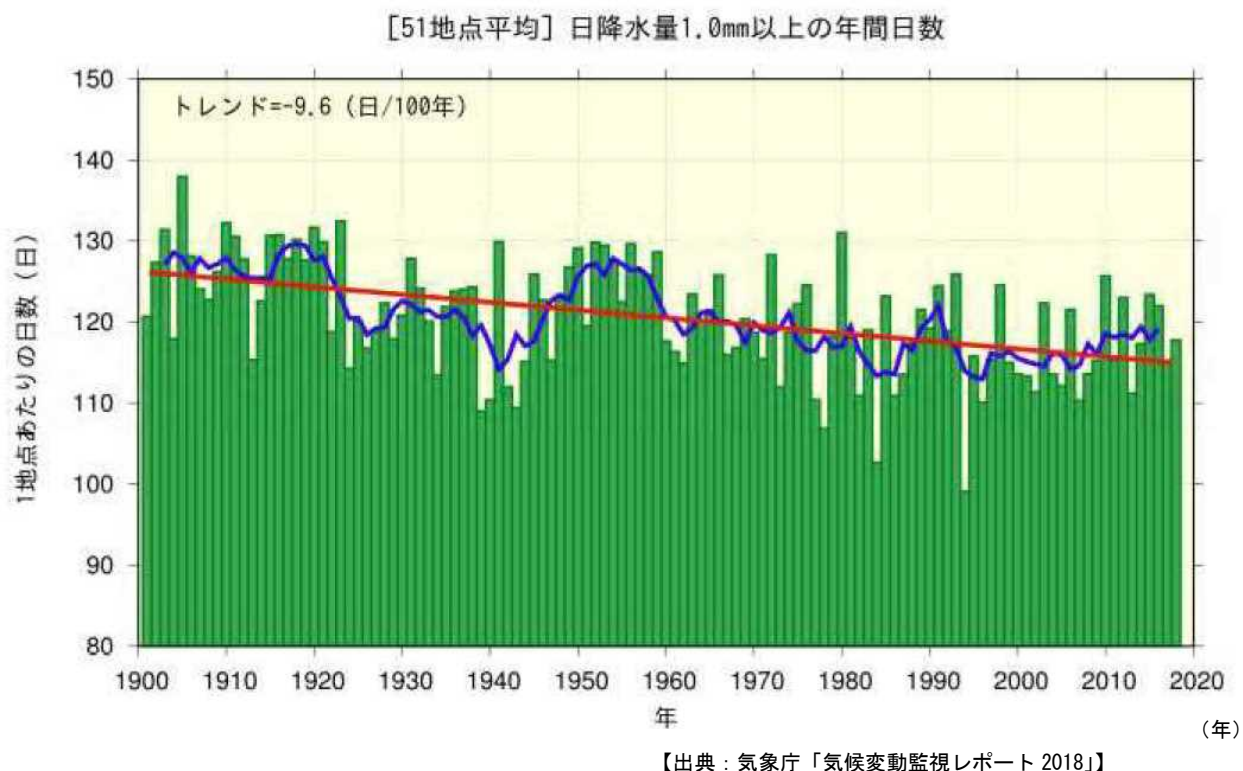
観測所名	降雨日 (時間)	雨量 (mm/24h)
多治見 (多治見市)	H23. 9. 20	383. 5
ひるがの (郡上市)	H30. 7. 7	350. 0
長滝 (郡上市)	H30. 7. 7	346. 0
御母衣 (白川村)	H30. 7. 7	330. 5

(渇水)

短時間強雨や大雨が発生する一方、年間の降水の日数は減少しており、本県においてもしばしば取水が制限される渇水が生じている。特に平成6年の列島渇水では、本県では厳しい節水を強いられ一部地域で一時断水が発生するなど、県民生活に影響を及ぼした。

また、将来においても無降雨日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、既存の水資源開発施設的能力を上回る甚大な渇水被害の発生が懸念されている。こうした渇水が発生した場合でも、危機的な被害が発生しないような対策が求められる。

◆日降水量 1.0mm 以上の年間日数の経年変化



2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

本県は、日本史上最大級の内陸直下地震である濃尾地震（1891 年、マグニチュード 8.0）により壊滅的な被害を受けた経験を持つ。

濃尾地震クラスの内陸直下地震が今後発生した場合、当時に比べ住宅の耐震性能は向上しているものの、人口の密集や建物の高層化が進んでいることから、県南部の軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象等による被害は当時とは比較にならないほど大きくなることが懸念されている。

さらに平成 28 年熊本地震を教訓に平成 29・30 年度に行った「内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果」によれば、県内には数多くの活断層が確認されており、これら活断層に起因する大規模地震の発生を想定して県内の広い範囲にわたって防災・減災対策を進めていく必要があることが明らかとなった。そのため、建物倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生など、最大級の地震災害に対し、平時からの備えが重要となっている。

また、大地震が発生すれば大規模な落盤による人命への被害が懸念される亜炭鉱廃坑対策が急務である。

◆県内で甚大な被害が発生した地震災害

安政 5 年 (1858 年)	飛越地震	飛騨と越中（富山県）境を震源とした内陸直下地震。県内の死者 203 人。
明治 24 年 (1891 年)	濃尾大震災	全国の死者・行方不明者 7,273 人、全壊家屋 142,177 戸。
昭和 19 年	東南海地震	紀伊半島南東沖を震源とした海溝型地震。全国の死者・行方不明者は 1,223 人。県内の死者 13 人。
昭和 21 年	南海道地震	潮岬南方沖を震源とした海溝型地震。全国の死者・行方不明者は 1,330 人。県内の死者 14 人。

◆近年の県外で甚大な被害が発生した地震災害

平成 28 年	熊本地震	熊本地方を震源とした震度 7 の地震が立て続けに 2 回発生。熊本県を中心に死者 228 人。
平成 30 年	大阪府北部地震	大阪府北部を震源とした地震。大阪府を中心に被害が発生。死者 4 人。
平成 30 年	北海道胆振東部地震	北海道胆振地方中東部を震源とした地震。厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電が発生。死者 42 人。

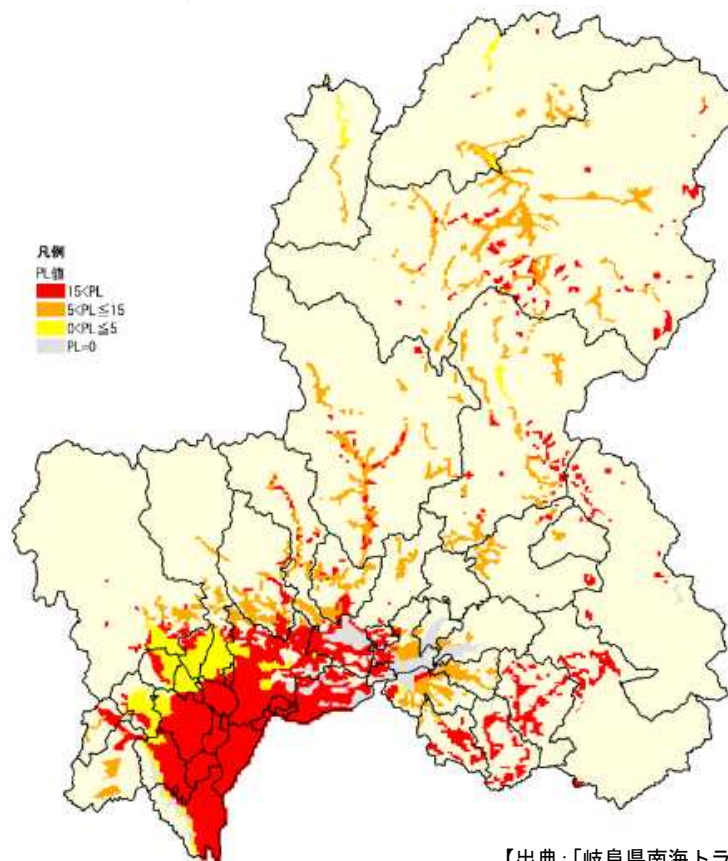
◆南海トラフ地震等の被害想定

	建物被害（棟）		人的被害（人）		避難者（人）
	全壊	半壊	死者	負傷者	
南海トラフ地震 （M9.0、最大震度6弱）	35,000	100,000	470	13,000	161,000
養老－桑名－四日市断層帯地震 （M7.7、最大震度7）	68,000	113,000	3,100	26,000	240,000
揖斐川－武儀川断層帯（濃尾断層帯）地震 （M7.7、最大震度7）	77,000	130,000	3,700	30,500	272,000
長良川上流断層帯地震 （M7.3、最大震度7）	26,500	58,600	1,100	11,700	87,000
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（M7.7、最大震度6強）	31,000	52,000	1,700	13,200	85,000
阿寺断層帯地震 （M7.9、最大震度7）	20,500	42,400	1,100	9,700	53,000
跡津川断層帯地震 （M7.8、最大震度7）	20,000	39,000	980	9,000	56,000
高山・大原断層帯地震 （M7.6、最大震度7）	17,000	32,000	890	7,800	45,000

※被害数は、想定される最悪の数値を抽出

【出典：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果（H25）」「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果（H29・30）」】

◆南海トラフ地震での液状化指数



PL 値と液状化の可能性の関係

PL 値	液状化の可能性
PL > 15.0	可能性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	可能性がある
0.0 < PL ≤ 5.0	可能性が低い
PL = 0.0 (または対象外)	可能性が極めて低い

【出典：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果（H25.2）」】

3 火山災害

平成 26 年9月に発生した御嶽山噴火は、多くの犠牲者が発生する戦後最悪の火山災害となった。本県には御嶽山のほかに4つの活火山(焼岳、乗鞍岳、白山、アカンダナ山)があり、今回の災害を踏まえ、火山防災対策について早急に見直しを進めなければならない。

◆火山噴火予知連絡会による活火山の区分

区分		選定理由	火山数	県内
活火山	常時観測火山	①近年、噴火活動を繰り返している火山	2 3	御嶽山、焼岳
		②過去 100 年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山	2 1	白山、乗鞍岳
		③現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	4	—
		④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	2	—
		小計	5 0	
			6 1	アカンダナ山
計			1 1 1	5

※活火山：概ね過去 1 万年以内に噴火した火山又は現在活発な噴気活動のある火山

(H15 年、H23 年、H29 年選定)

※常時観測火山：活火山のうち、監視・観測体制の充実等の必要がある火山 (H21 年、H26 年選定)

◆噴火警戒レベル

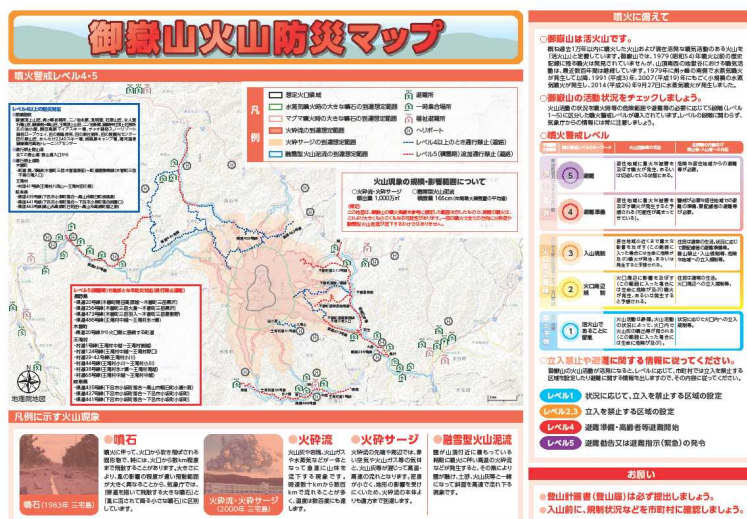
レベル (キーワード)	想定される主な現象	住民、登山者等への対応 (代表的なもの)
レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	特になし (状況に応じて火口内への立入規制等)
レベル 2 (火口周辺規制)	小規模噴火等	火口周辺への立入規制等
レベル 3 (入山規制)	大きな噴石が飛散等	登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等
レベル 4 (避難準備)	火砕流等が住居地に到達する噴火が予想等	被害が想定される住居地での避難準備～避難指示
レベル 5 (避難)	上記噴火が発生等	

※噴火警戒レベルは令和2年1月現在

御嶽山 (噴火警戒レベル 1)	昭和 54 年	水蒸気噴火 (中規模)
	平成 3 年	水蒸気噴火 (ごく小規模)
	平成 19 年	水蒸気噴火
	平成 26 年	水蒸気噴火 (火山災害で戦後最悪の犠牲者 58 名、行方不明者 5 名)
焼 岳 (噴火警戒レベル 1)	明治 40～45 年 大正 2～3 年	水蒸気噴火
	大正 4 年	火砕物降下、泥流による梓川のせき止め、決壊、洪水発生。大正池生成
	大正 5、8、11、15、 昭和 2、4～7、10、14 年	水蒸気噴火
	昭和 37～38 年	水蒸気噴火 (中規模)、泥流 (負傷者 2 名)
	平成 7 年	水蒸気爆発 (安房トンネル建設に伴う国道付替工事の作業員 4 名死亡)
乗鞍岳 (噴火警戒レベル 1)	平成 7 年	地震
	平成 23 年	地震 (最大 M3.1)
白 山 (噴火警戒レベル 1)	昭和 10 年	噴気 (無風時 100m)
	平成 23 年	地震 (微小)
アカンダナ山	—	有史以降、記録に残る火山活動なし

御嶽山	御嶽山火山防災協議会（平成 26 年 12 月設置、平成 28 年 4 月法定化）
焼 岳	焼岳火山防災協議会（平成 22 年 3 月設置、平成 28 年 4 月法定化）
乗鞍岳	乗鞍岳火山防災協議会（平成 27 年 3 月設置、平成 28 年 4 月法定化）
白 山	白山火山防災協議会（平成 25 年 3 月設置、平成 28 年 6 月法定化）

- ・活火山法に基づき、火山防災マップを作成



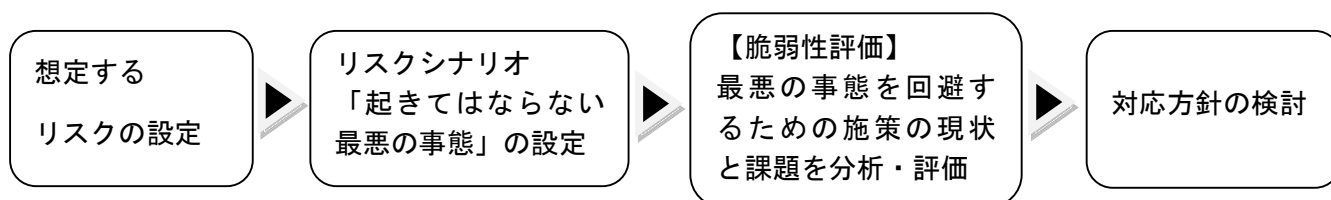
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生
		5	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
		6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		8	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		9	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		10	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		11	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	12	県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		13	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		15	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		16	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	17	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		18	地域交通ネットワークの県内各地での分断
		19	異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	20	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		21	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	22	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		23	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		24	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		25	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		26	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

26 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間に連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

（個別施策分野）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1)交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2)国土保全 | ～河川、砂防、治山、火山等対策～ |
| (3)農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4)都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5)保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6)産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7)ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8)行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9)環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

（横断的分野）

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の底上げ～ |
| (11)官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12)メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |

脆弱性評価結果は別紙1、2のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)として整理した。

(個別施策分野)

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1)交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2)国土保全 | ～河川、砂防、治山、火山等対策～ |
| (3)農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4)都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5)保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6)産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7)ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8)行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9)環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

(横断的分野)

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の底上げ～ |
| (11)官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12)メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を12の施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。また、施策の推進にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年度～令和2年度)を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進するとともに、3か年対策後も、引き続き国と連携しながら、中・長期的に県土強靱化に資する対策を推進していく。

3 施策目標とする指標の設定

12の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績指標(KPI)を設定する。重要業績指標の目標値の設定にあたっては、本県が取り組む政策の方向性を取りまとめた「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」と整合を図ることとした。なお、重要業績指標(KPI)は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

KPIについて

Key Performance Indicator の略、推進方針ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

12の施策分野ごとの推進方針及び重要業績指標(KPI)を以下に示す(「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり)。

（１）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～



※上記のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧は64頁を参照）

（道路ネットワークの整備）

- 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、東海環状自動車道など災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
- 県土の8割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める。
- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市役所等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を着実に進めていく。
- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。
- 日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進める。

（孤立・大雪対策の推進）

- 県土の８割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。
- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（１週間分程度）を呼びかけるほか、市町村による集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する。
- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

（道路啓開の迅速な実施）

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

（無電柱化の推進）

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

（リニア中央新幹線の整備促進）

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、沿線市町とともに用地取得を進めていくとともに、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る。

（鉄道の老朽化対策・存続支援）

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要なインフラの老朽化対策は不可欠であるが、整備を要する対象箇所が多く一部未整備となっているため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、予防的な老朽化対策を早急に進め、鉄道の安全運行の確保を図る。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されているため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める。
- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制のあり方について検討する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
道路ネットワークの整備		
東海環状自動車道の県内供用率	71%（R1）	100%（R6）
「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間に位置付けられた対象区間の四車線化完成率	0%（R1）	30%（R6）
主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率	45%（R1）	50%（R6）
主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数	152 箇所（H30）	94 箇所（R6）
緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数	10 箇所（H30）	6 箇所（R6）
県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	345 箇所（H30）	103 箇所（R6）
県管理道路斜面等の要対策箇所数	1,413 箇所（H30）	1,126 箇所（R6）
県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数	15 箇所（H30）	6 箇所（R6）
県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数	81 箇所（H30）	19 箇所（R6）
孤立・大雪対策の推進		
県有除雪機械の保有台数	107 台（R1）	155 台（R6）
無電柱化の推進		
県内道路における無電柱化整備の着手箇所数	0 箇所（R1）	2 箇所（R6）

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～



（総合的な水害・土砂災害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけでなく、治水安全度が低い県管理中小河川における水害の頻発化が懸念される。このため、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるよう、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。
- 内水による浸水被害の防止、軽減のため、排水ポンプ車等による排水機能の強化、排水施設の耐水化、操作の遠隔化を進める。
- 氾濫発生情報発表に伴う「ぎふ川と道のアラームメール」の改修を行う。
- 平成 30 年 7 月豪雨で課題となった中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、県が管理する全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公表したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える取組みを進める。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- 平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 平成 30 年 7 月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予

測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する。

- 利水ダム・多目的ダムの治水活用のため、事前放流により新たに洪水調節容量を確保して機能増強する取組みを支援する。また、事前放流にかかる国の取組み状況を勘案しつつ、県が管理するダムについても調査を進める。
- 水辺を利用したまちづくりを積極的に進める市町村の取組みに関連した河川整備を図るとともに、水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。
- 県内で発生した過去の大災害等を契機に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、その他にも土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においてハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設や避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に集中的に取り組む。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成 29 年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用促進を図る。

（治山ダム等の整備・機能強化）

- 流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する。
- 県内民有林の約 7 割を占める範囲において、航空レーザ測量及び微地形図を使い、危険箇所の把握や治山計画等に有効活用しているが、県内民有林全域を網羅していないため、残りの約 3 割の範囲について、航空レーザ測量及び地形解析を推進する。
- 県内には、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を行い、地域森林計画に基づ

き治山対策を進める。

（火山災害対策の推進）

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、義務化した活火山における登山届の提出を促進する。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえたより実践的な防災訓練の継続的な実施などのソフト対策に加え、退避壕などの防災設備の整備などハード対策について、継続的に検討を行い、実効性ある対策を実施する。
- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備する。

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を速やかに進める必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、さらに効率的な調査・工事手法の確立・検証を含め、今後の新たな対策について検討を進める。

（地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
総合的な水害・土砂災害対策の推進		
新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修済延長	34km (H30)	47km (R6)
河川構造物の要耐震化施設数	3 箇所 (H30)	0 箇所 (R6)
平成 30 年 7 月豪雨で被災した津保川の緊急対策による改修済割合	0% (H30)	100% (R6)
「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた河積確保対策（掘削・樹木伐採）の実施延長	0km (H30)	45km (R6)
「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた横断工作物（堰、橋梁）の改良箇所	0 箇所 (H30)	10 箇所 (R6)
想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合	0% (H30)	100% (R6)
「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数	17,451 人 (H30)	20,500 人 (R6)
川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数	15,139 人 (H30)	39,000 人 (R6)
土砂災害から保全される人家戸数	約 2.3 万戸 (H30)	約 2.4 万戸 (R6)

土砂災害を想定した防災訓練に参加した1市町村あたりの延べ人数	6,000人 (H30)	6,500人 (R6)
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	42% (H30)	100% (R6)
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	44% (H30)	100% (R6)
治山ダム等の整備・機能強化		
地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数	717地区 (H30)	1,489地区 (R6)
流木捕捉式治山ダム工の整備	6基 (R1)	11基 (R6)
既存治山施設の機能強化対策	22基 (R1)	39基 (R6)
県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成面積	7,600km ² (R1)	9,227km ² (R4)
亜炭鉱廃坑対策の推進		
亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積	11ha (H30)	43.6ha (R2)

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～



(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、耐用年数を経過した排水機場が増加しており、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、ハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 安定した食料供給に向け、農畜産物の生産に関連する施設等の耐災害性強化の促進や、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

（都市農村交流の推進）

- 都市農村交流の推進を図るため、『ぎふの田舎へいこう！』推進協議会」による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 農業集落排水施設については、污水处理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する。

（災害に強い森林づくり）

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する。
- C L T（直交集成板）をはじめ新たな木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、県産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成を推進する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
農業用ため池の防災対策の推進		
決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合	49%（H30）	100%（R2）
農地・農業水利施設等の適切な保全管理		
基幹的農業用水路における機能保全計画策定割合	83%（H30）	100%（R6）
湛水被害等のリスクを軽減する農地面積	808ha（H28～H30）	1,000ha（R1～R5）
農地を守る地域共同活動を支援する面積	28,569ha（H30）	28,800ha（R6）
総合的な鳥獣被害防止対策実施集落の割合	85%（H30）	100%（R6）
都市農村交流の推進		
農林漁業体験者数	211千人（H30）	280千人（R5）
農業集落排水施設の機能保全		
農業集落排水施設の機能診断実施地区割合	60%（H30）	100%（R2）
農林道の整備		
点検・診断結果に基づく緊急輸送道路ネットワークに関連する農道トンネルの補強対策箇所数	0箇所（H30）	1箇所（R6）
基幹的農道の供用開始延長	662km（H30）	670km（R6）
地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数	10箇所（R1）	20箇所（R6）
災害に強い森林づくり		
水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向けた、間伐実施面積	1,615ha（H30）	2,600ha（R3）

（４）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～



（住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進）

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座等、様々な分野から普及啓発を実施する。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを推進する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が

可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

（空家対策の推進）

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する。また、市町村と連携し、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する。

（帰宅困難者対策の推進）

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、ＢＣＰの策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう県内のコンビニエンスストア等と締結した協定により、引き続き帰宅困難者を支援する。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などからなる対策協議会設置に向け調整を図る。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行うとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設

備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、県は業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなど役割を担う。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る。

（水資源の有効活用）

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める。
- 渇水による被害を軽減させるため、渇水時の情報共有については引き続き緊密に行うとともに、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）作成を進める。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する。

（立地適正化計画の策定促進）

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定を促進する。

（地籍調査の促進）

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

（文化財の保護対策の推進）

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

（環境保全の推進）

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進		
住宅の耐震化率	78%（H25）	95%（R6）
建築物耐震改修説明会等への参加者数（累計）	2,295 人（H30）	15,000 人（R6）
立地適正化計画の策定促進		
立地適正化計画策定市町村数	4 市町村（H30）	10 市町村（R5）
地籍調査の促進		
地籍調査進捗率	17.0%（H30）	23.0%（R6）
文化財の保護対策の推進		
国・県指定文化財のデジタルアーカイブ化実施率	0%（H30）	100%（R5）

（５）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～



（災害医療体制の充実）

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、残る西濃圏域についても追加指定し、各圏域内のバックアップ機能を強化する。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム（DMAT）保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMATの機能維持・向上を推進する。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。
- 平成 30 年 3 月に設立した、自然災害に伴う重大な健康危機発生時に、被災した地方公共団体

の保健医療調整本部及び保健所を支援する災害時健康危機管理支援チーム(D H E A T) について、構成員の人材育成を推進する。

- 県内2箇所を整備した航空搬送拠点臨時医療施設(S C U)の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る。

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- 県内災害拠点病院の耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等について、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進めるとともに、県内病院についても更なる耐震化の推進を図る。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

(救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点の整備を進める。

(避難所環境の充実)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、平成31年3月に改定した「避難所運営ガイドライン」を踏まえた市町村での避難所運営マニュアルの策定が進むよう引き続き支援を行う。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う。
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において避難所運営指導者養成講座を開催し、避難所開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を行い、「共助」の取組みを推進する。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については、各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催等を通して、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 高齢化が進展する中、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないように、引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜DCAT」派遣体制の強化等、更なる体制整備を図る。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立について、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
災害医療体制の充実		
DMA T 訓練参加チーム	27 チーム (H26～H30)	30 チーム (R2～R6)
災害拠点病院等の耐震化の促進		
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	92% (H30)	100% (R3)
社会福祉施設等の耐震化率・老人福祉施設等（入所系）	98% (H30)	100% (R6)
避難所環境の充実		
避難所運営マニュアル策定市町村数	38 市町村 (R1)	42 市町村 (R6)
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数（累計）	2,325 人 (H30)	5,800 人 (R6)
福祉避難所の運営体制確保		
福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催	3 回 (R1)	8 回 (R6)

福祉避難所運営マニュアル策定市町村数	21 市町村 (R1)	42 市町村 (R6)
災害時健康管理体制の整備		
健康管理体制（保健活動）を整備する市町村数	6 市町村 (R1)	42 市町村 (R6)
社会福祉施設等への支援		
D C A T 及び B C P 策定にかかる各種研修会や実地訓練の実施回数	27 回 (R1)	67 回 (R6)

（６）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～



（ＢＣＰ等の策定支援）

- 県内企業のＢＣＰ策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。
- 企業内へのＢＣＰ定着を推進するため、ＢＣＰ策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う。

（建設業ＢＣＭの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

（本社機能の誘致・企業立地の促進）

- 従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、国全体の強靱化の観点から、リニア中央新幹線の開業や道路アクセスの利便性などを活かし、市町村等と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- 大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
B C P等の策定支援		
B C P及び事業継続力強化計画の策定支援事業所数	899（H30）	1,300（R6）
建設業B C Mの普及・策定支援		
岐阜県建設業広域B C M認定団体数	6 団体（H30）	8 団体（R6）
本社機能の誘致・企業立地の促進		
県外からの本社機能の移転件数	9（H30）	21（R6）

（７）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～



（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市町村、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成 30 年 7 月豪雨災害検

証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に実施する。

- 市町村における水道施設については、既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 流域下水道の地震対策については、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する。

（下水道における業務継続体制の整備）

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 B C P 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 B C P のブラッシュアップを促進する。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する。

（道路啓開の迅速な実施）

- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

（無電柱化の推進）

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

（電気事業者の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を市町村と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する。
- 災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

（ガス事業者の災害対応力強化）

- 都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
総合的な大規模停電対策の推進		
ライフライン保全対策事業実施面積	－（H30）	30ha（R3）
上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進		
県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率	86.5%（H30）	91.0%（R6）
県営水道地域間相互のバックアップ機能率	82%（R1）	100%（R6）
上水道の基幹管路の耐震適合率	38.6%（H30）	50.0%（R4）
地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率	69.8%（H29）	73.0%（R6）
合併浄化槽への転換促進		
汚水処理人口普及率	92.4%（H30）	95.0%以上（R7）
分散型電源としての再生可能エネルギーの活用		
農業水利施設を活用した小水力発電施設数	12箇所（H30）	19箇所（R6）
無電柱化の推進		
県内道路における無電柱化整備の着手箇所数【再掲】	0箇所（R1）	2箇所（R6）

（８）行政機能 ～公助の強化～



【行政】

（災害初動対応力の強化）

- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する。また、ダムの異常洪水時防災操作に備えダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する。
- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」の活動マニュアルを作成し、平時から研修会や訓練を通じたスキルアップを図るとともに、必要な資機材を整備する。
- 災害対策全般にわたって市町村長を補佐する「災害マネジメント支援職員」や市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割を解説したマニュアルを作成するとともに、総合防災訓練において市町村と連携した訓練を実施する。
- 「災害マネジメント支援職員」の国研修や他県被災地への応援を通じたスキルアップ及び人員確保を図ることにより、本県が被災した場合の初動対応力の強化を図る。
- 迅速な市町村支援を行うため、必要に応じて市町村からの要請を待たずプッシュ型で「災害マネジメント支援職員」等を派遣する仕組みや派遣チームの体制について検討する。
- 災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

（防災拠点機能の強化）

- 平成 30 年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、県広域防災拠点の追加指定を含めて物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時にお

ける円滑な運営が図られるよう市町村等と連携した実動訓練を継続的に実施する。

- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受け入れ拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、ライフライン事業者の活動拠点を確保する。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する。
- いわゆる「ラストマイル」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう市町村における物資の受援計画策定を支援する。
- 災害対応の中核拠点として機能できるよう、県庁舎の建替えを着実に進める。また、建替えに際しては、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備する。
- 浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更新工事により浸水対策を実施する。

（広域連携の推進）

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る。

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設のほか、停電をはじめとする障害発生時に活用する危機管理型水位計等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位に加え、新たにダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、中小河川に危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定するほか、具体的な災害

リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。

- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する。
- これまで発表の対象としていた洪水予報河川（区間）だけでなく、水位周知河川（区間）への氾濫発生情報の発表を検討する。
- 市町村での避難情報発令のための迅速な意思決定や県・市町村双方における的確な災害応急対応を支援するとともに、県民へのリアルタイムでの情報提供機能を持たせた「県被害情報集約システム」を再構築する。
- 地震発生時に県内の震度情報を気象庁を通じて県民に伝達するための「震度情報ネットワークシステム」について、通信回線を新世代通信網へ置き換えるとともに、老朽化した県内の震度計を更新し、観測・情報伝達体制を強化する。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段の検討についても働きかけを行う。
- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組みを促進する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119 緊急通報システム」の導入を促進する。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 市町村において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する。

（防災情報通信システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、平成 30 年 1 月に防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了しており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。また、県庁舎の建替えに伴うシステム移転に際しては、運用に影響を及ぼさないよう実施する。
- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性を維持する。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。

※高可用性 情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における備蓄について、最低 3 日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。
- 民間企業や J A 全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築しており、今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
災害初動対応力の向上		
災害マネジメント支援職員養成数	28 人（R1）	42 人（R6）
防災拠点機能の強化		
実践的な支援物資輸送訓練実施回数	1 回（H30）	毎年度実施
地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの非常用電源設備等の整備箇所数	4 箇所（H30）	10 箇所（R6）

市町村の受援計画策定数	5 市町村 (H30)	42 市町村 (R6)
浸水が想定される総合庁舎のうち対策実施済み総合庁舎箇所数	1 箇所 (R1)	6 箇所 (R5)
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化		
想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを更新・公表した市町村の割合【再掲】	0% (H30)	100% (R6)
「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数【再掲】	17,451 人 (H30)	20,500 人 (R6)
手話通訳者統一試験合格者数 (累計)	11 人 (H28)	33 人 (R2)
要約筆記者 (手書) 統一試験合格者数 (累計)	45 人 (H28)	69 人 (R2)
要約筆記者 (P C) 統一試験合格者数 (累計)	22 人 (H28)	42 人 (R2)
盲ろう者通訳・介助者養成人数 (累計)	266 人 (H28)	326 人 (R2)
N e t 1 1 9 緊急通報システムの導入消防本部数	- (H30)	20 消防本部 (R6)

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、L T E 回線（携帯電話通信回線規格）等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する。
- 県警察は、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、捜索用資機材を効果的に活用できるよう訓練を反復実施するとともに、更なる整備・養成等を検討する。
- 大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

- 県警察は、大規模災害発生時において、他都道府県警察ヘリコプターの応援を受けることになるが、現在の県警察の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく、実戦的な合同想定訓練の実施など受入体制の整備を図る。

（警察庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備を行う。
- 災害時に活動拠点となる警察施設の機能継続を図るため、非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する。
- 警察施設の耐震化を図ってきたが、老朽化した警察施設の計画的な建替え（基幹的な防災拠点を優先的に整備）により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、関係所属や警察署と連携を密にして耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る。

（バックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備や信号電源付加装置の整備を進める。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する。
- 高度化光ビーコン対応車載器搭載車の割合が低いため、警察庁と連携を取りながら関係機関と調整を行い、今後の整備方針を検討していく。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

（業務継続体制の整備）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する。

（消防団員、水防団員等人材の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえ

ながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、市町村には消防団員の処遇改善を働きかける。

- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、県消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する。
- 県消防学校に新たに整備した訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職員及び消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用実現に向け支援を行う。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
災害対応力強化のための資機材整備		
消防団が使用する救助用資機材の整備数	2,635（H30）	5,081（R6）
警察庁舎等の整備・耐災害性強化		
基幹防災拠点としての警察施設整備率	60%（H30）	100%（R9）
非常用発電設備の増強及び浸水対策等実施箇所数	0箇所（H30）	7箇所（R6）
交通信号機等の耐災害性の強化		
可搬式発動発電機接続対応信号機の整備数	1,075基（H30）	2,734基（R7）
信号機電源付加装置の整備数	64基（H30）	81基（R2）
老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新数	392本（H30）	2,100本（R6）
消防団員、水防団員等人材の確保・育成		
消防団員の条例定数に対する充足率	92.9%（R1）	98.0%（R5）
専任水防団員数	2,318人（H30）	2,348人（毎年度）
緊急消防援助隊の体制強化		
緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数	140隊（R1）	149隊（R5）

（９）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～



（災害廃棄物対策の推進）

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加することで、県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

（有害物質対策の検討）

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

（河川に流出したごみ等の撤去）

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
災害廃棄物対策の推進		
災害廃棄物処理図上演習への参加者延べ人数	48 人（R1）	200 人（R5）
有害物質対策の検討		
岐阜県大気測定局の設置数	17 箇所（H30）	21 箇所（R4）

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成

～自助・共助の底上げ～



(防災教育の推進)

- 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動への参加を促す方策として、家庭、地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度、参加状況に応じたポイント付与制度について検討する。
- 「広域防災センター」の展示内容が老朽化・陳腐化しているためリニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等を対象とする防災教育の拠点としての機能を高める。
- 平成 30 年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、事前の備え等について周知を図るため県民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、市町村における地震ハザードマップの作成を支援する。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害、火山災害のリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、県総合教育センターの幼小中高特の教員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る。
- 各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践を通して、「命を守る」防災教育の普及・啓発を行う。
- 学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る年間 3 回の訓練の実施率向上を図るとともに、実施率の低い高校に対しては、生徒自らが災害から命を守る取り組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」事業等により、実施率向上に取り組む。
- 水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取り組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、「災害・避難カード」作成支援機能を持たせた専用アプリの開発など広く県民に普及させる取組みについて調査・検討する。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから改定を支援する。
- 中小河川における水害に対応するため、水害危険情報図を提供し、市町村での洪水ハザードマップ作成を支援する。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから見直しを支援する。
- 南海トラフ地震臨時情報について県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める。

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう市町村を支援する。
- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

（防災人材の育成）

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む。

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休２日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ＩＣＴの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。

重要業績指標（ＫＰＩ）

指標名	現状値	目標値
防災教育の推進		
災害や緊急時の備えができている人の割合	63% (H30)	75% (R6)
ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合	－ (H30)	75% (R6)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を把握している人の割合	－ (H30)	75% (R6)
「広域防災センター」年間利用者数	4,800 人 (H30)	7,000 人 (R6)
異なる危険を想定した命を守る年間３回の訓練実施率	小学校 82.7% 中学校 71.1% 高校 26.3% (H29)	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R5)
川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数【再掲】	15,139 人 (H30)	39,000 人 (R6)
住民主体での避難対策の強化		
災害・避難カード作成事業実施市町村数	3 市町村 (H30)	42 市町村 (R6)
想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合【再掲】	0% (H30)	100% (R6)
南海トラフ地震臨時情報の認知度	0% (H30)	75% (R6)
南海トラフ地震臨時情報発表時に備えた防災訓練の実施市町村数	－ (H30)	39 市町村 (R6)
要配慮者支援の推進		
「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別計画」の策定市町村数	4 市町村 (H30)	42 市町村 (R6)
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率【再掲】	42% (H30)	100% (R6)
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率【再掲】	44% (H30)	100% (R6)

防災人材の育成		
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による清流の国ぎふ 防災リーダー育成講座受講者数（累計）	680 人（H30）	1,700 人（R6）
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による災害図上訓練 指導者養成講座（D I G）受講者数（累計）	1,099 人（H30）	2,700 人（R6）
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指 導者養成講座養成者数（累計）【再掲】	2,325 人（H30）	5,800 人（R6）
防災士の育成数（累計）	5,993 人（H30）	10,000 人（R6）
外国人防災リーダー養成講座受講者数（累計）	33 人（H30）	90 人（R2）
コミュニティ活動の担い手養成		
地域活動の担い手養成講座受講者数	40 人（H30）	350 人（R1～R5）
建設業の担い手育成・確保		
高校新卒者の就職者に占める建設業への就職者の割合	7.1%（H30）	7.1%（毎年度）

（11）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～



（支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化）

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

（救出救助に係る連携体制の強化）

- 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

- 大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換

や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。

- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、災害ボランティアによる円滑な活動環境の整備を検討する。

（防災・減災データの提供推進）

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化		
実践的な支援物資輸送訓練実施回数【再掲】	1 回（H30）	毎年度実施
救出救助に係る連携体制の強化		
関係機関参加の総合防災訓練の実施	1 回（H30）	毎年度実施
災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成		
災害ボランティア支援職員向け研修会の開催	2 回（R1）	毎年度実施

（12）メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～



（社会資本の適切な維持管理）

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。
- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、河川構造物が確実に機能するよう航空レーザによる計画的な維持管理を実施するとともに、適宜、「岐

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する。

（情報収集手段の多様化）

- 平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る。

（公共施設等の維持管理）

- 公共建築物等の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- 県営住宅の老朽化について、耐用年限の 2 分の 1 を経過している住宅が 8 割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理の技術的な支援を推進する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
社会資本の適切な維持管理		
一巡目の定期点検（H26～H30）で早期に措置を講ずべき状態とされた橋梁の対策を実施した割合	35%（H30）	100%（R6）

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合	100%（H30）	100%（毎年度）
「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率	51%（H30）	100%（R6）
メンテナンスに関する人材の養成		
社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数（累計）	473 人（H30）	650 人（R5）

SDGs 一覧

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、現行計画における重点化施策項目を踏襲しつつ、施策の進捗状況、策定後の災害から得られた教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、46の重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。これにより毎年度の予算編成や国への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

2 毎年度のアクションプランの策定

本県の国土強靱化推進のための主要施策を「岐阜県強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び本県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る県の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1)交通・物流	・道路ネットワークの整備 ・孤立・大雪対策の推進 ・リニア中央新幹線の整備促進	・道路啓開の迅速な実施 ・無電柱化の推進 ・鉄道の老朽化対策・存続支援 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化
(2)国土保全	・総合的な水害・土砂災害対策の推進 ・治山ダム等の整備・機能強化 ・火山災害対策の推進 ・亜炭鉱廃坑対策の推進	・地盤沈下対策の推進
(3)農林水産	・農業用排水機場の整備 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農林道の整備 ・災害に強い森林づくり	・都市農村交流の推進 ・農業集落排水施設の機能保全
(4)都市・住宅 ／土地利用	・住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進 ・空家対策の推進 ・大規模盛土造成地対策の実施 ・被災住宅への支援 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	・帰宅困難者対策の推進 ・応急住宅の円滑かつ迅速な供給 ・水資源の有効活用 ・市街地整備の促進 ・立地適正化計画の策定促進 ・地籍調査の促進 ・文化財の保護対策の推進 ・環境保全の推進
(5)保健医療・福祉	・災害医療体制の充実 ・避難所環境の充実 ・福祉避難所の運営体制確保 ・社会福祉施設等への支援	・災害拠点病院等の耐震化の促進 ・医療施設等におけるエネルギー確保 ・救急医療提供体制の強化 ・災害時健康管理体制の整備 ・医療・介護人材の育成・確保
(6)産業	・BCP等の策定支援 ・本社機能の誘致・企業立地の促進 ・観光地等の風評被害防止対策の推進	・建設業BCMの普及・策定支援
(7)ライフライン・情報通信	・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用	・下水道における業務継続体制の整備 ・合併浄化槽への転換促進 ・道路啓開の迅速な実施 ・無電柱化の推進 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化

(8)行政機能	【行政】 ・災害初動対応力の強化 ・防災拠点機能の強化 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・切れ目のない被災者生活再建支援 【警察・消防】 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・警察庁舎等の整備・耐災害性強化 ・交通信号機等の耐災害性の強化 ・消防団員、水防団員等人材の確保・育成 ・消防力の強化	・広域連携の推進 ・防災情報通信システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化 ・業務継続体制の整備 ・非常用物資の備蓄促進 ・警察災害派遣隊の体制強化 ・ヘリコプター広域応援体制の整備 ・バックアップ体制の整備 ・業務継続体制の整備 ・緊急消防援助隊の体制強化
(9)環境	・災害廃棄物対策の推進	・有害物質対策の検討 ・河川に流出したごみ等の撤去
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	・防災教育の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成 ・建設業の担い手育成・確保	・コミュニティ活動の担い手養成
(11)官民連携	・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成	・救出救助に係る連携体制の強化 ・防災・減災データの提供推進
(12)メンテナンス・老朽化対策	・社会資本の適切な維持管理	・情報収集手段の多様化 ・公共施設等の維持管理 ・メンテナンスに関する人材の養成 ・市町村に対する技術的支援

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取り組みを行うことが必要である。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 県営住宅については、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(空家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する必要がある。

る。また、市町村と連携し、滑動崩落のおそれが大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する必要がある。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

住宅の耐震化率	78% (H25)	全国	約82% (H25)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	86% (H25)	全国	約85% (H25)
市街地等の幹線道路の無電柱化率	10% (H23末)	全国	15% (H24)
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	92% (H30)	全国	91% (H30)
社会福祉施設等の耐震化率	93.4% (H28)	全国	90.3% (H28)

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

（総合的な水害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけでなく、平成30年7月豪雨のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 内水による浸水被害の防止、軽減のため、排水ポンプ車等による排水機能の強化、排水施設の耐水化、操作の遠隔化を進める必要がある。
- 氾濫発生情報発表に伴う「ぎふ川と道のアラームメール」の改修を行う必要がある。
- 平成30年7月豪雨で課題となった中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、県が管理する全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公表したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 平成30年7月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の

治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する必要がある。
- 利水ダム・多目的ダムの治水活用のため、事前放流により新たに洪水調節容量を確保して機能増強する取組みを支援する。また、事前放流にかかる国の取組み状況を勘案しつつ、県が管理するダムについても調査を進める必要がある。
- 水辺を利用したまちづくりを積極的に進める市町村の取組みに関連した河川整備を図るとともに、水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

（立地適正化計画の策定促進）

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定を促進していく必要がある。

（現在の水準を示す指標）

新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修済延長 34km（H30）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

100%（H30） 全国 98%（H30）

1-3) 大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 県内で発生した過去の大災害等を契機に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、その他にも土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においてハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に集中的に取り組む必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成 29 年の土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、市

町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用を促す必要がある。

（治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備）

- これまでに県内に、流木対策として治山ダム工を 73 基設置した。しかし、全国的には立木の大径化による被害の拡大が見られる。このため、流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。
- 県内民有林の約 7 割を占める範囲において、航空レーザ測量及び微地形図を使い、危険箇所の把握や治山計画等に有効活用している。しかし、県内民有林全域を網羅していないため、残りの約 3 割の範囲について、航空レーザ測量及び地形解析を推進する必要がある。
- 県内には、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を行い、地域森林計画に基づき治山対策を進める必要がある。

（火山災害対策の推進）

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、義務化した活火山における登山届の提出を促進する必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえたより実践的な防災訓練の継続的な実施などのソフト対策に加え、退避壕などの防災設備の整備などハード対策について、継続的に検討を行い、実効性ある対策を実施する必要がある。
- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備する必要がある。

（立地適正化計画の策定促進）

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定を促進していく必要がある。

（現在の水準を示す指標）

土砂災害から保全される人家戸数	約2.3万戸（H30）		
具体的で実践的な避難計画の策定率（火山）	100%（H30）	全国	73%（H30）
治山事業の実施地区数	717地区（H30末）		
県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成面積	7,600km ² （R1）		
流木捕捉式治山ダム工の整備数	6基（R1）		
既存治山施設の機能強化対策実施数	22基（R1）		

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

(亜炭鉱廃坑対策の推進)

- 県では、亜炭鉱廃坑対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を進める必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら今後の対策について検討を進める必要がある。

(現在の水準を示す指標)

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業 対象対策面積 約 8.4ha (H30)

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業 対象対策面積 約 2.7ha (H30)

陥没被害（特定鉱害）の発生状況（H14～H30 年平均件数）

中津川市 1.8 件 瑞浪市 0.1 件 可児市 0.2 件 御嵩町 3.9 件 県計 6.0 件

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位に加え、新たにダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、中小河川に危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定するほか、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する必要がある。
- これまで発表の対象としていた洪水予報河川（区間）だけでなく、水位周知河川（区間）への氾濫発生情報の発表を検討する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する必要がある。
- 市町村での避難情報発令のための迅速な意思決定や県・市町村双方における的確な災害応急対応を支援するとともに、県民へのリアルタイムでの情報提供機能を持たせた「県被害情報集約システム」を再構築する必要がある。
- 地震発生時に県内の震度情報を気象庁を通じて県民に伝達するための「震度情報ネットワークシステム」について、通信回線を新世代通信網へ置き換えるとともに、老朽化した

県内の震度計を更新し、観測・情報伝達体制を強化する必要がある。

- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段の検討についても働きかけを行う必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組みを促進する必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119 緊急通報システム」の導入を促進する必要がある。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、「災害・避難カード」作成支援機能を持たせた専用アプリの開発など広く県民に普及させる取組みについて調査・検討する必要がある。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから改定を支援する必要がある。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから見直しを支援する必要がある。
- 中小河川における水害に対応するため、水害危険情報図を提供し、市町村での洪水ハザードマップ作成を支援する必要がある。
- 南海トラフ地震臨時情報について県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。

（防災・減災データの提供推進）

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河

川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

（防災教育の推進）

- 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する必要がある。また、運動への参加を促す方策として、家庭、地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度、参加状況に応じたポイント付与制度について検討する必要がある。
- 「広域防災センター」の展示内容が老朽化・陳腐化しているためリニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等の防災教育の拠点としての機能を高める必要がある。
- 平成30年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、事前の備え等について周知を図るため県民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、市町村における地震ハザードマップの作成を支援する必要がある。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害、火山災害のリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、県総合教育センターの幼小中高特の教員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る必要がある。
- 各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践を通して、「命を守る」防災教育の普及・啓発を行う必要がある。
- 学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練の実施率向上を図るとともに、実施率の低い高校に対しては、生徒自らが災害から命を守る取り組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」事業等により、実施率向上に取り組む必要がある。
- 水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取り組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- 平成30年7月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなった。これを踏まえ、一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう市町村を支援する必要がある。
- 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた

避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

(防災人材の育成)

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、平成 30 年 1 月に防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了しており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理していく必要がある。また、県庁舎の建替えに伴うシステム移転に際しては、運用に影響を及ぼさないよう実施する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

1 年間で川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数 2,339 人 (H30)
「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数 17,451 人 (H30)

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制のあり方について検討する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

県有除雪機械の保有台数 107 台 (R1)

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- 平成 30 年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、県広域防災拠点の追加指定を含めて物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう市町村等と連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、ライフライン事業者の活動拠点を確保する必要がある。
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。
- いわゆる「ラストマイル」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう市町村における物資の受援計画策定を支援する必要がある。

（支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化）

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成 30 年 7 月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する必要がある。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、県内各市町村に対し水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 流域下水道の地震対策については、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震

対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める必要がある。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じ、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう県内のコンビニエンスストア等と締結した協定により、引き続き帰宅困難者を支援する必要がある。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などからなる対策協議会設置に向け調整を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

上水道の基幹管路の耐震適合率	40.3% (H29)
地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率	69.8% (H29)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。また、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄(1週間分程度)を呼びかけるほか、市町村による集落を単位とした備蓄の充実を

促進する必要がある。

- 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の要耐震対策（フルスペック化）箇所数
152橋（H30）

県管理道路斜面等の要対策箇所数 1,413箇所（H30）

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討していく必要がある。
- 県警察は、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、捜索用資機材を効果的に活用できるよう訓練を反復実施するとともに、更なる整備・養成等を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

- 県警察は、大規模災害発生時において、他都道府県警察ヘリコプターの応援を受けることになるが、現在の県警察の施設は狭隘なうえ燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく、実戦的な合同想定訓練の実施など受入体制の整備を図る必要がある。

(警察庁舎等の整備・耐災害性強化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備を行う必要がある。
- 災害時に活動拠点となる警察施設の機能継続を図るため、非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの 119 番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う必要がある。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る必要がある。

（救出救助に係る連携体制の強化）

- 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する必要がある。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する必要がある。

（消防団員、水防団員等人材の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。また、市町村には消防団員の処遇改善を働きかける必要がある。
- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、県消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する必要がある。
- 県消防学校に新たに整備した訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職員及び消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

(現在の水準を示す指標)

都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	100% (H30)	全国	94% (H29)
基幹防災拠点（警察施設）の改築整備	60% (H30)		
警察施設の非常用発電設備の増強及び浸水対策	70% (H30)		
緊急消防援助隊の増強	139 隊 (H30)	全国	6,143 隊 (H30)
消防団員充足率	全国 8 位 92.9% (R1)	全国	90.4% (R1)
専任水防団員数	全国 3 位 2,318 人 (H30)	全国	13,711 人 (H29)

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、残る西濃圏域についても追加指定し、各圏域内のバックアップ機能を強化する必要がある。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム（DMA T）保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMA Tの機能維持・向上を推進する必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。
- 平成 30 年 3 月に設立した、自然災害に伴う重大な健康危機発生時に、被災した地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所を支援する災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）について、構成員の人材育成を推進する必要がある。
- 県内 2 箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る必要がある。

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- 県内災害拠点病院 12 病院のうち 11 病院については耐震化済みであり、残る 1 病院についても着手済みであるが、耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する必要がある。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進める必要がある。
- 県内病院の耐震化率は 74.0% (H30) であり、ほぼ全国平均（74.5%）並みであるが、更なる耐震化の推進が必要である。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する必要がある。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低 3 日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

（救急医療提供体制の強化）

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る必要がある。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点の整備が必要である。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。高齢社会の進展する中、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜DCAT」派遣体制の強化等、更なる体制整備を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

病院の耐震化率 74%（H30） 全国 75%（H30）

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所環境の充実）

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、平成31年3月に改定した「避難所運営ガイドライン」を踏まえた市町村での避難所運営マニュアルの策定が進むよう引き続き支援を行う必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う必要がある。
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において避難所運営指導者養成講座を開催し、避難所開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を行い、「共助」の取組みを推進する必要がある。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。その上で、災害発生時には、県は業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなど役割を担う必要がある。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催等を通して、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う必要がある。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行うとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

市町村における避難所運営マニュアルの整備	38 市町村（R1）
市町村における福祉避難所運営マニュアルの整備	21 市町村（R1）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」の活動マニュアルを作成し、平時から研修会や訓練を通じたスキルアップを図るとともに、必要な資機材を整備する必要がある。
- 災害対策全般にわたって市町村長を補佐する「災害マネジメント支援職員」や市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割を解説したマニュアルを作成するとともに、総合防災訓練において市町村と連携した訓練を実施する必要がある。
- 「災害マネジメント支援職員」の国研修や他県被災地への応援を通じたスキルアップ及び人員確保を図ることにより、本県が被災した場合の初動対応力の強化を図る必要がある。
- 迅速な市町村支援を行うため、必要に応じて市町村からの要請を待たずプッシュ型で「災害マネジメント支援職員」等を派遣する仕組みや派遣チームの体制について検討する必要がある。
- 災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。
- 罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- 市町村において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する必要がある。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 平成29年度で全ての総合庁舎の耐震補強工事を完了している。県庁舎の建替えについては、災害対応の中核拠点として機能できるよう、着実に整備を進める必要がある。また、建替えに際しては、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備する必要がある。
- 浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更

新工事により浸水対策を実施する必要がある。

- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- 道路インフラの被災により広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する必要がある。

（広域連携の推進）

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性を維持する必要がある。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図っていく必要がある。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること。

（現在の水準を示す指標）

防災拠点となる公共施設等の耐震化率 96.2%（H29） 全国 93.1%（H29）

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（警察庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 警察署の耐震化を図ってきたが、老朽化した警察施設の計画的な建替え（基幹的な防災拠点を優先的に整備）により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、関係所属や警察署と連携を密にして耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る必要がある。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る必要がある。

(交通信号機等の耐災害性の強化)

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備や信号電源付加装置の整備を進める必要がある。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する必要がある。
- 現在までに整備された光ビーコンについては、順次、高度化光ビーコン※への更新を進めているところであるが、対応車載器搭載車が0.1%以下と低調であり抜本的な見直しが求められることから、警察庁と連携を取りながら関係機関と調整を行う必要がある。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

(現在の水準を示す指標)

基幹防災拠点（警察施設）の改築整備	60% (H30)
信号電源付加装置の整備	64基 (H30)
可搬式発動発電機の接続に対応した信号機	1,075基 (H30)
老朽化したコンクリート製信号柱の鋼管柱への建替更新	392本 (H30)

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(BCP等の策定支援)

- BCPの策定支援は着実に実施しているが、今後も継続した策定支援が必要であるとともに、企業内へのBCP定着を推進するために、BCP策定後の事業者を対象としたBCPの実効性を確保するためのフォローアップが必要である。
- 中小企業強靱化法（令和元年7月施行）で定められた中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き、取組みを推進していく必要がある。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

B C P 策定支援企業数 899 事業所 (H30)
本社機能の立地件数 9 件 (H30)

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 本県は内陸に位置し、津波等による被害は沿岸部に比べ少ないと想定されるため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。東海環状自動車道の関広見 I C ~ 山県 I C 間及び大野神戸 I C ~ 大垣西 I C 間などの開通や東海北陸自動車道の白鳥 I C ~ 飛騨清見 I C 間の四車線化の完成により、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化が図られているものの、未だミッシングリンクや暫定二車線区間が存在している。
- 本県は日本の真ん中に位置し、7 県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市役所等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を進めていく必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、沿線市町とともに用地取得を進めていくとともに、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要なインフラの老朽化対策は不可欠であるが、整備を要する対象箇所が多く一部未整備となっている。このため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、予防的な老朽化対策を早急に進め、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。また、地方鉄道は地域を支える重要な交

通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する必要がある。	
(現在の水準を示す指標)	
東海環状自動車道の県内供用率	71% (R1)
「高速道路における安全・安心基本計画」における優先整備区間の四車線化完成率	0% (R1)
主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率	45% (R1)
主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の要耐震対策（フルスペック化）箇所数	152橋 (H30) 【再掲】
県管理道路斜面等の要対策箇所数	1,413箇所 (H30) 【再掲】

4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)	
○ 民間企業やＪＡ全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築しており、今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。	
(農業水利施設の老朽化対策)	
○ 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。	
(現在の水準を示す指標)	
基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合	83% (H30)

5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

(総合的な大規模停電対策の推進)	
○ 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市町村、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。	
○ 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。	
○ 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気	

事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。

- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成 30 年 7 月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する必要がある。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 流域下水道の地震対策については、污水处理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める必要がある。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

（下水道における業務継続体制の整備）

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 B C P 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 B C P をブラッシュアップする必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取

組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。

- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されているため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を市町村と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する必要がある。
- 災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

農業水利施設を活用した小水力発電施設数	12 箇所 (H30)
木質バイオマス発電導入施設数	4 箇所 (H30)
農業集落排水施設の機能診断実施地区割合	60% (H30)
污水处理人口普及率	92.4% (H30) 全国 91.4% (H30)

5-2) 地域交通ネットワークの県内各地での分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 県土の8割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備が必要である。
- 大雪の際にも地域交通ネットワークの機能を確保していく必要があるが、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進めていく必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市役所等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を進めていく必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

（道路施設の維持管理）

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携して、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理の技術的な支援を推進する必要がある。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の要耐震対策（フルスペック化）箇所数	152橋（H30）【再掲】
県管理道路斜面等の要対策箇所数	1,413箇所（H30）【再掲】
社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）の養成人数	473人（H30）
農道橋（延長15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合	100%（H30）
基幹的な林道の橋梁、トンネルの点検診断実施率	100%（H30）
点検診断結果に基づき保全整備を行った林道施設	10 箇所（R1）

5-3) 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水資源関連施設の整備推進等）

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める必要がある。
- 渇水時の情報共有については引き続き緊密に行うことや、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成することにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める必要がある。

(現在の水準を示す指標)

県渇水対策本部の近年の設置状況 (H6、H7、H17)

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、ハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

(情報収集手段の多様化)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る必要がある。

(河川構造物の耐震化)

- 県では、排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 河川構造物は平成 25 年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、その取組みを進めている。浸水被害を回避または最小限に抑えるためには、河川構造物が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。そうしたことから、近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、河川構造物が確実に機能するよう航空レーザによる計画的な維持管理を実施するとともに、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。
- 砂防施設は平成 25 年度に「岐阜県砂防施設長寿命化計画」を策定し、その取組みを進めている。高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、長寿命化計画に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で

適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

（農業用排水機場の整備）

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、耐用年数を経過した排水機場が増加しており、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

ため池の点検・診断の実施割合 100%（H30）

決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等のソフト対策実施割合
49%（H30）※ 基準の見直しにより対象ため池の増加

湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 808ha（H30）

河川構造物の長寿命化対策率 98.5%（H30）

河川構造物の耐震化施設率 88%（H30）

砂防長寿命化計画に基づく補修・改築の完了率 51%（H30）

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

（都市農村交流の推進）

- 都市農村交流の推進を図るため、『ぎふの田舎へいこう！』推進協議会」による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していくことが必要である。

（災害に強い森林づくり）

- 本県は県土の 81%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する必要がある。
- CLT（直交集成板）をはじめ新たな木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、県産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

農林漁業体験者数 211 千人 (H30)

水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向けた間伐実施面積 1,615ha (H30)

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数

1.6 千集落 (H30) 全国 56.2 千集落 (H30)

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を含んだ県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

災害廃棄物処理計画の策定率 (市町村) 100% (H30) 全国 27% (H30)

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、市町村及び市町村社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する必要がある。

- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、災害ボランティアによる円滑な活動環境の整備を検討する必要がある。

(防災人材の育成)

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

(建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設のほか、停電をはじめとする障害発生時に活用する危機管理型水位計等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に資機材の点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える必要がある。

(現在の水準を示す指標)

岐阜県建設業広域BCM認定団体数

6 団体 (H30)

高校新卒者の就職者に占める建設業への就職者の割合

7.1% (H30)

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(地盤沈下対策の推進)

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

(河川構造物の耐震化)

- 本県の南部には、日本で最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がっており、広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

東海環状自動車道の県内供用率	71% (R1)	【再掲】
主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率	45% (R1)	【再掲】
河川構造物の耐震化施設率	88% (H30)	【再掲】

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

(環境保全の推進)

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

国・県指定文化財のデジタルアーカイブ化実施率	0% (H30)
------------------------	----------

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防

止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

地籍調査進捗率 17% (H30) 全国 52% (H30)

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの整備)

- 本県は内陸に位置し、津波等による被害は沿岸部に比べ少ないと想定されるため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。東海環状自動車道の関広見 I C～山県 I C間及び大野神戸 I C～大垣西 I C間などの開通や東海北陸自動車道の白鳥 I C～飛騨清見 I C間の四車線化の完成により、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化が図られているものの、未だミッシングリンクや暫定二車線区間が存在している。
- 県土の 8 割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備が必要である。
- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市役所等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を進めていく必要がある。
- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。
- 本県は日本の真ん中に位置し、7 県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明の LED 化を進めていく必要がある。

(孤立・大雪対策の推進)

- 県土の 8 割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大

規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。また、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市町村による集落を単位とした備蓄の充実を促進する必要がある。
- 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する必要がある。
- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

（無電柱化の推進）

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

（リニア中央新幹線の整備促進）

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、沿線市町とともに用地取得を進めていくとともに、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る必要がある。

（鉄道の老朽化対策・存続支援）

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要なインフラの老朽化対策は不可欠であるが、整備を要する対象箇所が多く一部未整備となっている。このため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、予防的な老朽化対策を早急に進め、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する必要がある。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対

応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制のあり方について検討する必要がある。

2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけでなく、平成 30 年 7 月豪雨のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 県内では、排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。
- 内水による浸水被害の防止、軽減のため、排水ポンプ車等による排水機能の強化、排水施設の耐水化、操作の遠隔化を進める必要がある。
- 氾濫発生情報発表に伴う「ぎふ川と道のアラームメール」の改修を行う必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨で課題となった中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、県が管理する全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公表したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する必要がある。
- 利水ダム・多目的ダムの治水活用のため、事前放流により新たに洪水調節容量を確保し

て機能増強する取組みを支援する。また、事前放流にかかる国の取組み状況を勘案しつつ、県が管理するダムについても調査を進める必要がある。

- 水辺を利用したまちづくりを積極的に進める市町村の取組みに関連した河川整備を図るとともに、水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。
- 県内で発生した過去の大災害等を契機に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、その他にも土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においてハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に集中的に取り組む必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成 29 年の土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用を促す必要がある。

（治山ダム等の整備・機能強化）

- これまでに県内に、流木対策として治山ダム工を 73 基設置した。しかし、全国的には立木の大径化による被害の拡大が見られる。このため、流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。
- 県内民有林の約 7 割を占める範囲において、航空レーザ測量及び微地形図を使い、危険箇所の把握や治山計画等に有効活用している。しかし、県内民有林全域を網羅していないため、残りの約 3 割の範囲について、レーザ測量及び地形解析を推進する必要がある。
- 県内には、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を行い、地域森林計画に基づき治山対策を進める必要がある。

（火山災害対策の推進）

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、義務化した活火山における登山届の提出を促進する必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえたより実践

的な防災訓練の継続的な実施などのソフト対策に加え、退避壕などの防災設備の整備などハード対策について、継続的に検討を行い、実効性ある対策を実施する必要がある。

- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備する必要がある。

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 県では、亜炭鉱廃坑対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を進める必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら今後の対策について検討を進める必要がある。

（地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

（農業用排水機場の整備）

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、耐用年数を経過した排水機場が増加しており、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

（農業用ため池の防災対策の推進）

- 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、ハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

（都市農村交流の推進）

- 都市農村交流の推進を図るため、『ぎふの田舎へいこう！』推進協議会」による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受け入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していくことが必要である。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

（災害に強い森林づくり）

- 本県は県土の 81%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する必要がある。
- C L T（直交集成板）をはじめ新たな木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、県産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

（住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進）

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取り組みを行

うことが必要である。

- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

(空家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する必要がある。また、市町村と連携し、滑動崩落のおそれが大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう県内のコンビニエンスストア等と締結した協定により、引き続き帰宅困難者を支援する必要がある。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などからなる対策協議会設置に向け調整を図る必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行うとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り

良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。その上で、災害発生時には、県は業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなど役割を担う必要がある。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る必要がある。

（水資源の有効活用）

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める必要がある。
- 渇水時の情報共有については引き続き緊密に行うことや、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成することにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

（立地適正化計画の策定促進）

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定を促進していく必要がある。

（地籍調査の促進）

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

（文化財の保護対策の推進）

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害

に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

（環境保全の推進）

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。

5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

（災害医療体制の充実）

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、残る西濃圏域についても追加指定し、各圏域内のバックアップ機能を強化する必要がある。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム（DMAT）保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMATの機能維持・向上を推進する必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。
- 平成30年3月に設立した、自然災害に伴う重大な健康危機発生時に、被災した地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、構成員の人材育成を推進する必要がある。
- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る必要がある。

（災害拠点病院等の耐震化の促進）

- 県内災害拠点病院12病院のうち11病院については耐震化済みであり、残る1病院についても着手済みであるが、耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する必要がある。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- 県内病院の耐震化率は74.0%（H30）であり、ほぼ全国平均（74.5%）並みであるが、更なる耐震化の推進が必要である。

（医療施設等におけるエネルギー確保）

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する必要がある。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

（救急医療提供体制の強化）

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る必要がある。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点の整備が必要である。

（避難所環境の充実）

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、平成31年3月に改定した「避難所運営ガイドライン」を踏まえた市町村での避難所運営マニュアルの策定が進むよう引き続き支援を行う必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う必要がある。
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において避難所運営指導者養成講座を開催し、避難所開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を行い、「共助」の取組みを推進する必要がある。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催等を通して、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う必要がある。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。高齢社会の進展する中、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜D C A T」派遣体制の強化等、更なる体制整備を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状にあわせた防災計画の見直しやB C P策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

6）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

（B C P等の策定支援）

- B C Pの策定支援は着実に実施しているが、今後も継続した策定支援が必要であるとともに、企業内へのB C P定着を推進するために、B C P策定後の事業者を対象としたB C Pの実効性を確保するためのフォローアップが必要である。
- 中小企業強靱化法（令和元年7月施行）で定められた中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。

（建設業B C Mの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むB C M（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

（本社機能の誘致・企業立地の促進）

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き、取組みを推進していく必要がある。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市町村、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成30年7月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する必要がある。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 流域下水道の地震対策については、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める必要がある。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

（下水道における業務継続体制の整備）

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 B C P 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 B C P をブラッシュアップする必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。
- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）

- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

（無電柱化の推進）

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

（電気事業者の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設

置を市町村と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する必要がある。

- 災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

（ガス事業者の災害対応力強化）

- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。

8) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

（災害初動対応力の強化）

- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」の活動マニュアルを作成し、平時から研修会や訓練を通じたスキルアップを図るとともに、必要な資機材を整備する必要がある。
- 災害対策全般にわたって市町村長を補佐する「災害マネジメント支援職員」や市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割を解説したマニュアルを作成するとともに、総合防災訓練において市町村と連携した訓練を実施する必要がある。
- 「災害マネジメント支援職員」の国研修や他県被災地への応援を通じたスキルアップ及び人員確保を図ることにより、本県が被災した場合の初動対応力の強化を図る必要がある。
- 迅速な市町村支援を行うため、必要に応じて市町村からの要請を待たずプッシュ型で「災害マネジメント支援職員」等を派遣する仕組みや派遣チームの体制について検討する必要がある。
- 災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。
- 罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。

(防災拠点機能の強化)

- 平成 30 年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、県広域防災拠点の追加指定を含めて物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう市町村等と連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、ライフライン事業者の活動拠点を確保する必要がある。
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。
- いわゆる「ラストマイル」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう市町村における物資の受援計画策定を支援する必要がある。
- 平成 29 年度で全ての総合庁舎の耐震補強工事を完了している。県庁舎の建替えについては、災害対応の中核拠点として機能できるよう、着実に整備を進める必要がある。また、建替えに際しては、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備する必要がある。
- 浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更新工事により浸水対策を実施する必要がある。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設のほか、停電をはじめとする障害発生時に活用する危機管理型水位計等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に資機材の点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える必要がある。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやす

く提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位に加え、新たにダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、中小河川に危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定するほか、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。

- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する必要がある。
- これまで発表の対象としていた洪水予報河川（区間）だけでなく、水位周知河川（区間）への氾濫発生情報の発表を検討する必要がある。
- 市町村での避難情報発令のための迅速な意思決定や県・市町村双方における的確な災害応急対応を支援するとともに、県民へのリアルタイムでの情報提供機能を持たせた「県被害情報集約システム」を再構築する必要がある。
- 地震発生時に県内の震度情報を気象庁を通じて県民に伝達するための「震度情報ネットワークシステム」について、通信回線を新世代通信網へ置き換えるとともに、老朽化した県内の震度計を更新し、観測・情報伝達体制を強化する必要がある。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段の検討についても働きかけを行う必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組みを促進する必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119 緊急通報システム」の導入を促進する必要がある。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 市町村において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェー

ズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する必要がある。

（防災情報通信システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、平成 30 年 1 月に防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了しており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理していく必要がある。また、県庁舎の建替えに伴うシステム移転に際しては、運用に影響を及ぼさないよう実施する必要がある。
- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性を維持する必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図っていく必要がある。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における備蓄について、最低 3 日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。
- 民間企業や J A 全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築しており、今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

【警察・消防】

（警察災害派遣隊の体制強化）

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。

（災害対応力強化のための資機材整備）

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。

- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討していく必要がある。
- 県警察は、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、捜索用資機材を効果的に活用できるよう訓練を反復実施するとともに、更なる整備・養成等を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。

（ヘリコプター広域応援体制の整備）

- 県警察は、大規模災害発生時において、他都道府県警察ヘリコプターの応援を受けることになるが、現在の県警察の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく、実戦的な合同想定訓練の実施など受入体制の整備を図る必要がある。

（警察庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備を行う必要がある。
- 災害時に活動拠点となる警察施設の機能継続を図るため、非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する必要がある。
- 警察施設の耐震化を図ってきたが、老朽化した警察施設の計画的な建替え（基幹的な防災拠点を優先的に整備）により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、関係所属や警察署と連携を密にして耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る必要がある。

（バックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る必要がある。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備や信号電源付加装置の整備を進める必要がある。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する必要がある。

- 現在までに整備された光ビーコンについては、順次、高度化光ビーコン※への更新を進めているところであるが、対応車載器搭載車が0.1%以下と低調であり抜本的な見直しが求められることから、警察庁と連携を取りながら関係機関と調整を行う必要がある。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

（業務継続体制の整備）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

（消防団員、水防団員等人材の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。また、市町村には消防団員の処遇改善を働きかける必要がある。
- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、県消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する必要がある。
- 県消防学校に新たに整備した訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職員及び消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う必要がある。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る必要がある。

9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を含んだ県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(防災教育の推進)

- 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する必要がある。また、運動への参加を促す方策として、家庭、地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度、参加状況に応じたポイント付与制度について検討する必要がある。
- 「広域防災センター」の展示内容が老朽化・陳腐化しているためリニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等の防災教育の拠点としての機能を高める必要がある。
- 平成30年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、事前の備え等について周知を図るため県民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、市町村における地震ハザードマップの作成を支援する必要がある。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害、火山災害のリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、県総合教育センターの幼小中高特の教員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る必要がある。

- 各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践を通して、「命を守る」防災教育の普及・啓発を行う必要がある。
- 学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練の実施率向上を図るとともに、実施率の低い高校に対しては、生徒自らが災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」事業等により、実施率向上に取り組む必要がある。
- 水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、「災害・避難カード」作成支援機能を持たせた専用アプリの開発など広く県民に普及させる取組みについて調査・検討する必要がある。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、平成27年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから改定を支援する必要がある。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成27年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから見直しを支援する必要がある。
- 中小河川における水害に対応するため、水害危険情報図を提供し、市町村での洪水ハザードマップ作成を支援する必要がある。
- 南海トラフ地震臨時情報について県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- 平成30年7月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなった。これを踏まえ、一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう市町村を支援する必要がある。
- 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

(防災人材の育成)

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する必要がある。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する必要がある。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協

働していくための「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、市町村及び市町村社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。

- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する必要がある。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、災害ボランティアによる円滑な活動環境の整備を検討する必要がある。

（防災・減災データの提供推進）

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

（社会資本の適切な維持管理）

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- 河川構造物は平成 25 年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、その取り組みを進めている。浸水被害を回避または最小限に抑えるためには、河川構造物が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。そうしたことから、近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、河川構造物が確実に機能するよう航空レーザによる計画的な維持管理を実施するとともに、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。
- 砂防施設は平成 25 年度に「岐阜県砂防施設長寿命化計画」を策定し、その取り組みを進めている。高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、長寿命化計画に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

（情報収集手段の多様化）

- 平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においてもドローン

を活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る必要がある。

（公共施設等の維持管理）

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 県営住宅の老朽化について、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理の技術的な支援を推進する必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

（住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進）

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座等、様々な分野から普及啓発を実施するとともに、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを推進する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

（公共施設等の維持管理）

- 公共建築物等の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- 県営住宅の老朽化について、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

（空家対策の推進）

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する。また、市町村と連携し、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能

の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進を図る。

（道路啓開の迅速な実施）

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

（総合的な水害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけでなく、治水安全度が低い県が管理する中小河川における水害の頻発化が懸念される。このため、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 内水による浸水被害の防止、軽減のため、排水ポンプ車等による排水機能の強化、排水施設の耐水化、操作の遠隔化を進める。
- 氾濫発生情報発表に伴う「ぎふ川と道のアラームメール」の改修を行う。
- 中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、県が管理する全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公表したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- 平成 30 年 7 月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する。
- 利水ダム・多目的ダムの治水活用のため、事前放流により新たに洪水調節容量を確保して機能増強する取組みを支援する。また、事前放流にかかる国の取組み状況を勘案しつつ、県が管理するダムについても調査を進める。
- 水辺を利用したまちづくりを積極的に進める市町村の取組みに関連した河川整備を図るとともに、水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を

進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(立地適正化計画の策定促進)

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定促進を図る。

1-3) 大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 県内で発生した過去の大災害等を契機に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、その他にも土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においてハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。
- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に集中的に取り組む。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成 29 年の土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用促進を図る。

(治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備)

- 流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する。
- 県内民有林の約 7 割を占める範囲において、航空レーザ測量及び微地形図を使い、危険箇所の把握や治山計画等に有効活用しているが、県内民有林全域を網羅していないため、残りの約 3 割の範囲について、航空レーザ測量及び地形解析を推進する。
- 県内には、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を行い、地域森林計画に基づき治山対策を進める。

(火山災害対策の推進)

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、義務化した活火山における登山届の提出を促

進する。

- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえたより実践的な防災訓練の継続的な実施などのソフト対策に加え、退避壕などの防災設備の整備などハード対策について、継続的に検討を行い、実効性ある対策を実施する。
- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備する。

（立地適正化計画の策定促進）

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定促進を図る。

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を速やかに進める必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、さらに効率的な調査・工事手法の確立・検証を含め、今後の新たな対策について検討を進める。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位に加え、新たにダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、中小河川に危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定のほか、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する。
- これまで発表の対象としていた洪水予報河川（区間）だけでなく、水位周知河川（区間）への氾濫発生情報の発表を検討する。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報等をわかりやす

く提供する。

- 市町村での避難情報発令のための迅速な意思決定や県・市町村双方における的確な災害応急対応を支援するとともに、県民へのリアルタイムでの情報提供機能を持たせた「県被害情報集約システム」を再構築する。
- 地震発生時に県内の震度情報を気象庁を通じて県民に伝達するための「震度情報ネットワークシステム」について、通信回線を新世代通信網へ置き換えるとともに、老朽化した県内の震度計を更新し、観測・情報伝達体制を強化する。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段の検討についても働きかけを行う。
- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組みを促進する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119 緊急通報システム」の導入を促進する。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、「災害・避難カード」作成支援機能を持たせた専用アプリの開発など広く県民に普及させる取組みについて調査・検討する。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから改定を支援する。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから見直しを支援する。
- 中小河川における水害に対応するため、水害危険情報図を提供し、市町村での洪水ハザードマップ作成を支援する。
- 南海トラフ地震臨時情報について県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住す

る住民等を対象にとるべき行動の理解を深める。

（防災・減災データの提供推進）

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災にかかるオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める。

（防災教育の推進）

- 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動への参加を促す方策として、家庭、地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度、参加状況に応じたポイント付与制度について検討する。
- 「広域防災センター」の展示内容が老朽化・陳腐化しているためリニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等の防災教育の拠点としての機能を高める。
- 平成30年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、事前の備え等について周知を図るため県民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、市町村における地震ハザードマップの作成を支援する。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害、火山災害のリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、県総合教育センターの幼小中高特の教員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る。
- 各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践を通して、「命を守る」防災教育の普及・啓発を行う。
- 学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練の実施率向上を図るとともに、実施率の低い高校に対しては、生徒自らが災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」事業等により、実施率向上に取り組む。
- 水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や

方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう市町村を支援する。

- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

（防災人材の育成）

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む。

（防災情報通信システムの維持管理）

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、平成 30 年 1 月に防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了しており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。また、県庁舎の建替えに伴うシステム移転に際しては、運用に影響を及ぼさないよう実施する。

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（道路における大雪対策）

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制のあり方について検討する。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- 平成 30 年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、県広域防災拠点の追加指定を含めて物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう市町村等と連携した実動訓練を継続的に実施する。

- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、ライフライン事業者の活動拠点を確保する。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する。
- いわゆる「ラストマイル」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう市町村における物資の受援計画策定を支援する。

（支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化）

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成30年7月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に促進する。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 流域下水道の地震対策については、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災

タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

（帰宅困難者対策の推進）

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、ＢＣＰの策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう県内のコンビニエンスストア等と締結した協定により、引き続き帰宅困難者を支援する。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などからなる対策協議会設置に向け調整を図る。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

（孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保）

- 県土の８割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

（孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保）

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（１週間分程度）を呼びかけるほか、市町村による集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する。

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

（警察災害派遣隊の体制強化）

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る。

（災害対応力強化のための資機材整備）

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する。
- 県警察は、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、捜索用資機材を効果的に活用できるよう訓練を反復実施するとともに、更なる整備・養成等を検討する。
- 大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。

（ヘリコプター広域応援体制の整備）

- 県警察は、大規模災害発生時において、他都道府県警察ヘリコプターの応援を受けることになるが、現在の県警察の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく、実戦的な合同想定訓練の実施など受入体制の整備を図る。

（警察庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備を行う。
- 災害時に活動拠点となる警察施設の機能継続を図るため、非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する。

（業務継続体制の整備）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

(消防団員、水防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、市町村には消防団員の処遇改善を働きかける。
- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、県消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する。
- 県消防学校に新たに整備した訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職員及び消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、残る西濃圏域についても追加指定し、各圏域内のバックアップ機能を強化する。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム(DMAT)保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMATの機能維持・向上を推進する。
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。
- 平成30年3月に設立した、自然災害に伴う重大な健康危機発生時に、被災した地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所を支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)について、構成員の人材育成を推進する。
- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る。

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- 県内災害拠点病院の耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等について、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進めるとともに、県内病院についても更なる耐震化の推進を図る。

（医療施設等におけるエネルギー確保）

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

（救急医療提供体制の強化）

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点の整備を進める。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 高齢社会の進展する中、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜DCAT」派遣体制の強化等、更なる体制整備を図る。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立について、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所環境の充実）

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、平成31年3月に改定した「避難所運営ガイドライン」を踏まえた市町村での避難所運営マニュアルの策定が進むよう引き続き支援を行う。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う。
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において避難所運営指導者養成講座を開催し、避難所開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を行い、「共助」の取組みを推進する。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、県は業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなど役割を担う。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催等を通して、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行うとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（災害初動対応力の強化）

- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する

「情報連絡員」の活動マニュアルを作成し、平時から研修会や訓練を通じたスキルアップを図るとともに、必要な資機材を整備する。

- 災害対策全般にわたって市町村長を補佐する「災害マネジメント支援職員」や市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割を解説したマニュアルを作成するとともに、総合防災訓練において市町村と連携した訓練を実施する。
- 「災害マネジメント支援職員」の国研修や他県被災地への応援を通じたスキルアップ及び人員確保を図ることにより、本県が被災した場合の初動対応力の強化を図る。
- 迅速な市町村支援を行うため、必要に応じて市町村からの要請を待たずプッシュ型で「災害マネジメント支援職員」等を派遣する仕組みや派遣チームの体制について検討する。
- 災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 市町村において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する。

（庁舎等の防災拠点機能の確保）

- 災害対応の中核拠点として機能できるよう、県庁舎の建替えを着実に進める。また、建替えに際しては、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備する。
- 浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更新工事により浸水対策を実施する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する。
- 道路インフラの被災により広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する。

（広域連携の推進）

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性を維持する。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性*を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（警察庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 老朽化した警察施設の計画的な建替え（基幹的な防災拠点を優先的に整備）により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、関係所属や警察署と連携を密にして耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る。

（バックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備や信号電源付加装置の整備を進める。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境へ

の影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する。

- 高度化光ビーコン対応車載器搭載車の割合が低いため、警察庁と連携を取りながら関係機関と調整を行い、今後の整備方針を検討していく。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(BCP等の策定支援)

- 県内企業のBCP策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。
- 企業内へのBCP定着を推進するため、BCP策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う。

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

- 従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、国全体の強靱化の観点から、リニア中央新幹線の開業や道路アクセスの利便性などを活かし、市町村等と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、東海環状自動車道など災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
- 日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る。

（緊急輸送道路ネットワークの確保）

- 広域のかつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市役所等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を着実に進めていく。

（リニア中央新幹線の整備促進）

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、沿線市町とともに用地取得を進めていくとともに、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る。

（鉄道の老朽化対策・存続支援）

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要なインフラの老朽化対策は不可欠であるが、整備を要する対象箇所が多く一部未整備となっているため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、予防的な老朽化対策を早急に進め、鉄道の安全運行の確保を図る。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

4-3) 食料や物資の供給の途絶

（災害時における食料供給体制の確保）

- 災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や米の備蓄及び迅速な供給について、民間企業やＪＡ全農岐阜等と連携し、体制の維持を図る。

（農業水利施設の老朽化対策）

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市町村、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配

備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。

- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成 30 年 7 月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に促進する。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 流域下水道の地震対策については、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する。

（下水道における業務継続体制の整備）

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 B C P 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 B C P のブラッシュアップを促進する。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用 of 取組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されているため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を市町村と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する。
- 災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。

- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

5-2) 地域交通ネットワークの県内各地での分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 県土の8割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保するため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進める。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域のかつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市役所等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を着実に進めていく。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(道路施設の維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 県、岐阜大学、産業界が連携して、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポ

ーター（MS）」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理の技術的な支援を推進する。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する。

5-3) 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水資源関連施設の整備推進等）

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める。
- 渇水による被害を軽減させるため、渇水時の情報共有については引き続き緊密に行うとともに、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）作成を進める。

（水源の多様化）

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める。

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池の防災対策の推進）

- 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれているため、ハード整備に着手できていないため池については、ハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。

(情報収集手段の多様化)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る。

(河川構造物の耐震化)

- 排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るよう、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。
- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、耐用年数を経過した排水機場が増加しており、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

(都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、『『ぎふの田舎へいこう！』推進協議会』による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する。

(災害に強い森林づくり)

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。

- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する。
- C L T（直交集成板）をはじめ新たな木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、県産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成を推進する。

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物対策の推進）

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加することで、県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

（有害物質対策の検討）

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

（河川に流出したごみ等の撤去）

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

- 大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、N P O・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、災害ボランティアによる円滑な活動環境の整備を検討する。

（防災人材の育成）

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む。

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。

（建設業BCMの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設のほか、停電をはじめとする障害発生時に活用する危機管理型水位計等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に資機材の点検及び関係機関との訓練を実施する。

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

（道路ネットワーク整備）

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

（地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

（河川構造物の耐震化）

- 排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

（文化財の保護対策の推進）

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

（環境保全の推進）

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（地籍調査の促進）

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます